

令和 8 年度

厚岸港灯浮標ほか 2 基
改良改修工事仕様書

第一管区海上保安本部

第 1 章 工事概要

1－1 工事名称

厚岸港灯浮標ほか 2 基改良改修工事

1－2 施工場所

(1) 厚岸港灯浮標

北海道厚岸港（厚岸港南防波堤灯台の北東方約 1.1km）

(2) 厚岸港バラサン埼北西方灯浮標

北海道厚岸港（厚岸港南防波堤灯台の北西方約 260m）

(3) アイカップ埼沖灯浮標

厚岸港南防波堤灯台（北海道厚岸郡厚岸町）の南方約 3.5km

※いずれも、現場への移動及び灯浮標交換には船舶を要する。

1－3 履行期限

令和 9 年 1 月 2 9 日

1－4 工事概要

(1) 設置標体及び資機材の整備

(2) 灯浮標交換（引揚げ及び設置）

(3) 引揚げ標体及び資機材の整備

(4) 灯浮標交換整備に係る調査等

1－5 管理事務所

契約後、次の事務所に着工予定及び工程状況等の連絡を行う。

釧路海上保安部交通課

北海道釧路市南浜町 5-9 TEL : 0154-21-5575

1－6 標体等資機材保管場所

(1) 厚岸浮標置場

北海道厚岸郡厚岸町湾月 1-1-23

(2) 室蘭ブイセンター

北海道室蘭市祝津 1-259

1－7 官給品

官給品の内訳及び引渡場所は、別紙 2 による。

1－8 撤去品

撤去品の内訳及び引渡場所は、別紙 3 による。

第2章 一般共通事項

2-1 適用

設計図書に従い施工するものとし、設計図書に記載のほか、関連法令及びJIS規格等の標準規格に従う。

2-2 用語の定義

- (1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいい、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、発注者もしくは監督職員が承諾した図面を含む。
- (4) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (5) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等、施工の上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (6) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、件名、履行概要、履行場所、履行期限、工事用基準面、適用する共通仕様書、制約条件、工種及び数量、技術的要求、施工内容等を定めたものをいう。なお、契約後、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- (7) 「現場説明書」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (8) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の規定に基づき発注者が選任し、その官職及び氏名を請負者に通知した者をいう。
- (10) 「監督職員」は、監督業務を担当し、請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が製作した図面の承諾、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、立会、材料の試験又は検査の実施、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年3月31日法律第35号第29条の3第1項）に規定する契約担当官をいう。）に対する通知等を行うとともに、監督業務の管理を行うものをいう。
- (11) 「検査職員」とは、契約書の規定に基づき検査を行うため、発注者が選任した者をいう。
- (12) 「提出」とは、請負者が発注者又は監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。

- (13) 「通知」とは、発注者又は監督職員と請負者若しくは現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
- (14) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し施工上必要な事項を書面で示し、実施させることをいう。
- (15) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と請負者が契約履行上必要な事項を対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (16) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面で同意することをいう。
- (17) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (18) 「立会」とは、契約書の「立会い」をいい、契約図書に示された項目を監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (19) 「施工状況検査」とは、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者が臨場して、請負者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。
- (20) 「材料検査」とは、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者が臨場して、請負者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験又は検査を行うことをいう。
- (21) 「工事検査」とは、検査職員が契約書に基づき給付の完了の確認を行うことをいう。
- (22) 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めがある場合は、それによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (23) 「同等以上の品質」とは、設計図書で指定する品質、又は監督職員が承諾した品質をいう。なお、試験期間での品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。
- (24) 「履行期限」とは、契約図書に明示した期限をいい、履行内容を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた期間をいう。
- (25) 「工期」とは、契約図書に明示した期間をいう。
- (26) 「工事」とは、灯浮標、浮標及び浮体式灯標の製造、修繕、設置、撤去その他これらに類する工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
- (27) 「灯浮標等」とは、灯浮標、浮標及び浮体式灯標のことをいう。
- (28) 「製造」とは、灯浮標等の標体を新たに製作することをいう。
- (29) 「修繕」とは、灯浮標等の標体の損傷部分を補修することをいう。
- (30) 「設置」とは、灯浮標等の設備一式を所定の位置に据え置くことをいい、新設及び交換を含めたことをいう。
- (31) 「撤去」とは、灯浮標等の設備一式を引揚げ取り去ることをいう。
- (32) 「新設」とは、灯浮標等の設備一式を新たに設置することをいう。

- (33) 「交換」とは、灯浮標等の設備一式又は一部を入れ替えることをいう。
- (34) 「現場」とは、製造工場、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (35) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- (36) 「JAS」とは、日本農林規格をいう。
- (37) 「SI」とは、国際単位系をいう。
- (38) 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
- (39) 「点検」とは、指定された箇所又は機器が今後も正常な状態で使用可能か否かを調べることをいう。
- (40) 「点検調整」とは、指定した機器の動作等を点検した後に、正常に使用できるよう調整することをいう。
- (41) 「計測」とは、指定された箇所又は指定された資機材の主要箇所を計測し、基準値との比較を行うことをいう。
- (42) 「現場発生品」とは、契約図書等で定められたもので、工事施工に伴い発生したものをいう。

2-3 設計図書の照査等

- (1) 請負者は工事の施工に必要な図書を請負者の負担により備えるものとする。ただし、原図については、この限りではない。
- (2) 請負者は、施工前及び施工中に自らの負担により契約書「条件変更等」の規定に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求める。なお、確認できる資料とは、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含む。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合、それに従う。
- (3) 請負者は、この契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

2-4 請負代金内訳書及び工程表の提出

請負者は、契約書に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出する。

2-5 施工計画書

- (1) 請負者は、工事着手前に完成に必要な事項を記載した施工計画書を監督職員に提出する。請負者は、施工計画書を遵守し施工に当たる。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項を記載する。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合、追記する。ただし、緊急工事又は簡易な工事等は監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略できる。
工事概要、計画工程表、現場組織表、主要船舶機械、主要資材、施工方法、

- 施工管理、安全管理、品質管理、緊急時の体制及び対応、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源活用促進と建設副産物の適正処理方法ほか
- (2) 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、軽微な変更を除き、その都度、当該工事着手前に変更事項を記載した変更計画書を監督職員に提出する。
 - (3) 請負者は、施工計画書を提出後、監督職員から指示事項があった場合、反映させた施工計画書を指示された時期までに提出する。

2-6 監督職員

- (1) 当該工事における監督職員の権限は、契約書に規定した事項とする。
- (2) 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、請負者に対し口頭による指示等を行った場合、請負者はその指示等に従い、後日、書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認する。

2-7 工事用地等の使用

- (1) 請負者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良な管理者の注意をもって維持・管理する。
- (2) 請負者は、自らの都合により工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努める。
- (3) 請負者は、本条第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還する。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還する。
- (4) 発注者は、請負者が本条第1項に規定した工事用地等の復旧の義務を履行しない場合、請負者の費用負担で発注者自ら復旧できるものとし、その費用は、請負者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

2-8 工事の着手

請負者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、速やか工事に着手する。

2-9 工事の下請負

請負者は、契約書に基づき当該工事を下請負に付する場合、下請負者の工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整する。また、下請負者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 工事の一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。

イ 当該下請負工事の施工能力を有すること。

2-10 施工体制台帳の作成

- (1) 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が5,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国港建第112号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。
なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出する。
- (2) 第1項の請負者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国港建第112号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出する。なお、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出する。
- (3) 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者（専任の場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。なお、名札の作成にあたっては、以下に示す様式を参照のこと。

名札（参考）

監理（主任）技術者	
写 真 2cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○○○○○改良改修工事
	工 期 自令和○○年○○月○○日 至令和○○年○○月○○日
	会社名 ◇◇建設株式会社 印

注1）用紙の大きさは、名刺サイズ以上とする。

注2）所属会社の社印とする。

- (4) 第1項に該当しない請負者は、工事の施工にあたって必要とする資格を有するものを従事させ、監督職員から請求があった場合、有資格者の名簿を提出する。

2-11 請負者相互の協力

請負者は、契約書の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工する。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力する。

2-12 調査・試験等

- (1) 請負者は、工事現場で独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得る。また、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得る。
- (2) 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力する。
- (3) 請負者は、当該工事が予決令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合、次に掲げる措置をとる。
 - ア 請負者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出する。また、書類の内容のヒアリングを求められた場合、請負者はこれに応じる。
 - イ 請負者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督職員に提出する。なお、調査票等は別途監督職員が指示する。
 - ウ 請負者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合、これに応じる。なお、監督職員からその内容の説明を下請負者にも行う場合があるので、請負者は了知し、下請負者に周知する。
- (4) 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、次の各号に掲げる協力をする。また、工期経過後も同様とする。
 - ア 調査票等に必要事項を記入し、発注者に提出する。
 - イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力する。
 - ウ 調査票等を提出できるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。
 - エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定める。
- (5) 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等に協力する。また、工期経過後においても同様とする。
- (6) 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査の対象工事となった場合、調査等に協力する。また、工期経過後においても同様とする。

2-13 工事の一部中止

- (1) 発注者は、契約書の規定に基づき各号に該当する場合、請負者に対して通知のうえ、必要期間、工事の全部又は一部の施工を一時中止させる。
 - ア 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

- イ 関連する他の工事遅延により、工事の続行を不相当と認めた場合
 - ウ 環境問題等の発生により工事続行が不相当又は不可能となった場合
 - エ 第三者、請負者、使用人等及び監督職員の安全に必要と認める場合
- (2) 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - (3) 前 2 項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を適切に保全する。

2-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を請負者に行った変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

2-15 工期変更

- (1) 契約書の規定に基づく工期の変更は、発注者と請負者の協議の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で確認する（本条では以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に通知する。
- (2) 請負者は、契約書に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前協議で工期変更協議の対象事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な書類を添付し、契約書に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出する。
- (3) 請負者は、契約書に基づく設計図書の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議で工期変更協議の対象事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程その他必要な資料を添付し、契約書に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出する。
- (4) 請負者は、契約書に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議で工期変更協議の対象事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書に定める協議開始の日までに工期延長申請書を発注者に提出する。
- (5) 請負者は、契約書に基づき工期の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議で工期変更協議の対象事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出する。

2-16 官給品及び貸与物件

- (1) 請負者は、官給品及び貸与物件を契約書の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理する。

- (2) 請負者は、官給品及び貸与物品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにする。
- (3) 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、官給品の精算が可能な場合は、その時点）に官給材料使用報告書を監督職員に提出する。
- (4) 請負者は、契約書の規定に基づき、官給品及び貸与物件の支給を受けた場合、品名、数量、品質、規格等を記した預り書を監督職員に提出する。
- (5) 契約書に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示による。なお、引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は請負者の負担とする。
- (6) 請負者は、官給品及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得る。
- (7) 請負者は、官給品及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
- (8) 官給品及び貸与物件の所有権は、請負者管理の場合でも発注者に属する。

2-17 発生品

請負者は、設計図書に定められた撤去品が発生した場合、撤去品等発生通知書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡す。なお、引渡場所までの積込み、荷下しを含む運搬にかかる費用は請負者の負担とする。

2-18 工事材料の品質

請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担で整備、保管し、監督職員から請求があった場合、遅滞なく提出する。また、請負者は、検査時にその資料を提出する。なお、設計図書で事前に監督職員の検査（確認を含む）を受けるものと記載された材料の使用にあたっては、事前にその外観及び品質証明書等の資料を監督職員に提出し、検査（確認を含む。）を受ける。

2-19 監督職員による検査及び立会

- (1) 請負者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知する。
- (2) 監督職員は、工事が契約図書どおりに行われているか確認のため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立ち入り、立会又は資料の提出を請求でき、請負者はこれに協力する。
- (3) 請負者は、設計図書に定める監督職員の施工状況検査に必要な測定、出来形算出、性能、品質等の確認を行い、その結果を監督職員に提出する。
- (4) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を請負者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行う。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場する。
- (5) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を書類確認でき、この場

合、請負者は、測定記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出する。

- (6) 監督職員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提出並びに写真その他資料の整備に必要な費用は、請負者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で検査及び立会を行う場合、請負者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は請負者が負担する。
- (7) 監督職員による検査及び立会は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合、この限りではない。
- (8) 請負者は、契約書の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合にあっても、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合の改造の請求、検査職員が行う工事完成検査に規定する義務を免れない。

2-20 工事完成検査

- (1) 発注者は、工事検査に先立って請負者に対して検査日を通知する。
- (2) 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。
 - ア 工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄
 - イ 工事管理状況の書類、記録、写真等
- (3) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合、請負者に対して、期間を定めて修補の指示を行うことができる。
- (4) 検査職員が修補の指示を出した場合、修補の完了確認は監督職員が行う。
- (5) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を請負者へ通知する。
- (6) 本条第4項により修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めない。
- (7) 請負者は、当該工事完成検査については、2-19(8)を準用する。
- (8) 請負者の管理地以外で施工を行う場合、工事完了後すみやかに請負者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を撤去し、現場を清掃する。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の指示に従い残置し、検査終了後、速やかに撤去する。

2-21 既済部分検査

- (1) 請負者は、契約書に規定する「出来形部分等」又は「指定部分」の検査を受ける場合、契約書「検査及び引渡し」の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係る工事」、「出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料等」又は「指定部分にかかわる工事」と、「検査」とあるのは「既済部分検査」又は「指定部分検査」と読み替える。
- (2) 請負者は、検査職員の指示による修補は、2-20(3)～(6)の規定に従う。
- (3) 請負者は、製造工場での工事検査に当たっては、2-19(6)を準用する。

2-22 履行報告

請負者は、契約書の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督職員に提出する。

2-23 工事関係者に対する措置請求

- (1) 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められる場合、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められる場合、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2-24 現場作業環境の整備

請負者は、工事現場のイメージアップを図るため現場事務所、作業船内、休憩場又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域と積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努める。

2-25 使用人等の管理

- (1) 請負者は、使用人等（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保する。
- (2) 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督する。

2-26 文化財の保護

- (1) 請負者は、工事施工中、文化財の保護に努める。
- (2) 請負者は、工事施工中に文化財を発見した場合、直ちにその保全に必要な範囲の工事を中止する。また、請負者は、監督職員にその旨を通知し、その指示に従う。
- (3) 工事施工中、発見された文化財の発見者の権利は、発注者が保有する。

2-27 諸法令、諸条例の遵守

- (1) 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図る。また、諸法令、諸条例の適用及びその運用は自らの負担で行う。
- (2) 請負者は、諸法令、諸条例を遵守し、これらに抵触した場合の責務が、発注者に及ばないようにする。

- (3) 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令、諸条例に照らし不相当や矛盾が判明した場合、直ちに監督職員に通知し、その確認を請求する。

2-28 官公庁等への手続き等

- (1) 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つ。
- (2) 請負者は、施工の関係諸法令、諸条例に基づき、官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で施工に支障のないよう手続きを行う。なお、請負者は、手続きに先立ちその届出書類等の写しを監督職員に提出し、許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に提出する。
- (3) 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守する。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受ける。

2-29 第三者への説明等

- (1) 請負者は、施工中に地域住民等との間に紛争が生じないように努める。
- (2) 請負者は、地元関係者等から施工に関して苦情があった場合、誠意をもってその解決に当たる。
- (3) 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、請負者の行うべきものにつき自らの責任で行う。また、交渉に先立ち、監督職員に事前通知のうえ、誠意をもって交渉に対応する。
- (4) 請負者は、第1～3項の交渉内容等、後日、紛争とならないよう文書で確認する等明確にし、その状況を随時監督職員に通知し、指示があればそれに従う。

2-30 施工時期及び施工時間の変更

- (1) 請負者は、特記仕様書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と協議する。
- (2) 請負者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得る。

2-31 提出書類

請負者は、別に定める様式に従い、監督職員に提出する。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式による。

2-32 損害

- (1) 請負者は、契約書に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知する。
- (2) 契約書に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となる観測データは、公共機関又は公益法人の気象記

録等に基づくものを使用する。

ア 波浪、高潮に起因する場合

イ 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

ウ 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の最大平均風速）が 15m/秒以上の場合

エ 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合

① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量）が 80mm 以上

② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量）が 20mm 以上

③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量）が 150mm 以上

オ 河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

カ 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般条件にも被害を及ぼしたと認められる場合

- (3) 契約書に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責とされるものをいう。

2-33 工事目的物の著作権

- (1) 工事目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。
- (2) 請負者は、業務遂行により発明又は考案した場合、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全のために必要な措置を講じる。また、出願及び権利の帰属等は、発注者と協議する。

2-34 保険の付保及び事故の補償

- (1) 請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保する。
- (2) 請負者は、作業船等を回航する場合、回航保険を付保する。
- (3) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。
- (4) 請負者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して適正な補償をする。

2-35 臨機の措置

- (1) 請負者は、災害防止等のため必要があると認められる場合、臨機の措置を

とる。また、措置をとった場合、その内容を速やかに監督職員に通知する。

- (2) 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められる場合、請負者に対して臨機の措置をとることを請求できる。

2-36 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守する。

第3章 施工管理

3-1 適用

- (1) 請負者は、施工計画書に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう施工管理する。
- (2) 請負者は、契約図書に適合するよう施工のため、施工管理体制を確立する。

3-2 現場管理

- (1) 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び請負者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去する。ただし、標示板の設置が困難な場合、監督職員の承諾を得て省略できる。
- (2) 請負者は、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出する。
- (3) 請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努める。また、工事完了後は、請負者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を速やかに撤去し現場を清掃する。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の指示に従い残置し、検査終了後、速やかに撤去する。
- (4) 請負者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する場合、監督職員に通知する。
- (5) 請負者は、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工する。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対策方法等に関して協議する。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元する。
- (6) 請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努める。
- (7) 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受ける。
- (8) 請負者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令（昭和36年法令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、

道路法第 47 号の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認する。

3-3 主任技術者（監理技術者）

請負者は、建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置する。

3-4 工程管理

請負者は、計画工程表の工期内に円滑に完成するよう工程管理する。

3-5 品質、出来形管理

- (1) 請負者は、設計図書に定める品質、出来形を確保するため、材料、部品等諸試験及び検査要領を作成のうえ、監督職員に提出し、承諾を得る。
- (2) 請負者は、品質、出来形に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行う。なお、監督職員は、品質に疑いのある場合、品質確認に必要な試験等を指示することができる。
- (3) 請負者は、品質、出来形管理を設計図書に基づき実施し、その結果を速やかに取りまとめ監督職員に提出する。なお、この基準値ならびに許容範囲のあるものは、これを併記する。

3-6 写真管理

- (1) 工事段階ごとの施工状況、完成後に外面から明視できない箇所及び諸試験、検査の写真等（電子媒体を含む）を撮影する。
なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な 1 サイクルとし、他のサイクルは、監督職員の承諾を得て省略できる。
- (2) 請負者は、前項の写真を速やかにとりまとめ監督職員に提出する。
なお、電子媒体を提出する場合、原本として CD-ROM を、その記録画像ファイル形式は JPEG 形式（総画素数 80 万画素以上、記録画素数 640×480 以上、非圧縮～圧縮率 1/8 まで）を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得る。
- (3) 請負者は、上記の他に、工事施工前と工事完成後の写真が比較できるように全景写真を撮影し、監督職員に提出する。
- (4) 請負者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、貸与物件、現場発生品及び工事中の安全管理に関する確認のための写真を撮影し、監督職員に提出する。
- (5) 請負者は、工事中に被災した場合、被災状況の確認のため、必要に応じ工事目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督職員に提出する。
- (6) 写真はカラーとし、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認ができるように工夫して撮影する。なお、必要に応じて被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール及び箱尺等）を必要箇所に添えて撮影する。
- (7) 必要に応じ、工事名、工種、側点番号、設計寸法、実測寸法及び略図等を

記入した小黒板を入れて撮影する。なお、電子媒体の場合、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いる。

- (8) 監督職員に提出する写真の大きさは、116mm×82mm（サービス判）以上とし、アルバムに整理する。アルバムの大きさは A4 判程度とし、表紙には施工年度、工事名、請負者名を記入する。

3-7 環境保全

- (1) 請負者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、施工により発生
の恐れがある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時
及び工事実施段階の各々で検討・実施する。
- (2) 請負者は、施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ち
に応急措置を講じ、監督職員に通知する。また、請負者は、必要な環境保
全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づき環境の
保全に努める。
- (3) 監督職員は、施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶などの理由により第三者
への損害が生じた場合、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義
務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の
提示を求めることができる。この場合、請負者は必要な資料を提示する。
- (4) 請負者は、工事により発生した廃油、ビルジ及び工事に使用する作業船等
から発生した廃油等の処理について「廃棄物の処理及び清掃に関する法
律」、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置
をとる。
- (5) 請負者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じる。また、工
事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合、請
負者は自らの負担で撤去し、処理する。

3-8 建設副産物

- (1) 請負者は、産業廃棄物の搬出工事に当たっては、産業廃棄物管理票（マニ
フェスト）により、適正な処理を確認するとともに、監督職員に提示する。
- (2) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14
年 5 月 30 日改正）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審
議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及
び再生資源の活用を図る。
- (3) 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、
建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合、
再生資源利用推進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監
督職員に提出する。
- (4) 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、
工事完了後速やかに実施状況を記録し、監督職員に提出する。

第4章 安全対策

4-1 適用

- (1) 請負者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させ、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知する。
- (2) 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、坂囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする。
- (3) 請負者は、施工に当たり、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じる。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努める。
- (4) 請負者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じる。特に、路面汚損や第三者に損害を与えないよう積載物の落下等の防止に努める。
- (5) 請負者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除く。なお、直に取り除けない場合、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知する。
- (6) 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じる。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知する。
- (7) 請負者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受ける。
- (8) 請負者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保する。
- (9) 請負者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じる。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じる。
- (10) 請負者は、標体及び灯器具等の物品の輸送において、道路交通法等関係法令を遵守するとともに、適切な養生等を行い、輸送中の事故、損傷等がないよう充分注意する。

4-2 異常現象等への対応

請負者は、施工中における安全確保のため、次に掲げるほか、異常現象等に対して必要な措置を講じる。

ア 天災等に対して、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておく。

イ 作業時に危険を予知した場合、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。

ウ 異常個所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置

後、安全に十分注意して行う。

4－3 安全教育及び安全訓練等の実施

- (1) 請負者は、施工中、現場に即した安全教育及び安全訓練等を工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割り当て、次に掲げる項目から実施内容を選択し安全教育及び安全訓練等を実施する。
 - ア 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
 - イ 工事内容の周知徹底
 - ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - エ 工事における災害対策訓練
 - オ 工事現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全教育及び安全訓練等としての必要な事項
- (2) 請負者は、工事内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載し、監督職員に提出する。
- (3) 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を監督職員に通知する。

4－4 工事現場における連絡体制等

請負者は、複数の工事が相互に関連する建設現場では、各工事の安全かつ円滑な実施のため、監督職員及び他の請負者間との安全施工に関する緊密な情報交換を行う。また、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。

4－5 火薬類の使用及び火災の防止

- (1) 請負者は、火薬類等の危険物を備蓄し、使用の必要がある場合、関係法令を遵守する。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止措置を講じる。
- (2) 請負者は、火薬類を使用し施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出する。
- (3) 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気使用を禁止する。
- (4) 請負者は、石油精製品、塗料等の可燃物の周辺に火気使用を禁止の表示を行う等、適切な措置を講じるとともに、周辺の整理整頓に努める。

4－6 酸素欠乏症等の防止

請負者は、密閉部等通気が充分でない場所での作業を行う場合、「酸素欠乏症等防止規則」に基づき、酸素濃度及び硫化水素濃度を測定したうえで酸素欠乏症等に対する防止措置を講じる。

4－7 事故災害報告

請負者は、施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、別に定める様式で監督職員が指示する期日までに提出する。

4－8 情報の入手

第一管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。

(参考：海の緊急情報の配信サービス 配信登録ページ)

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



PC・スマートフォン

※迷惑メール対策機能をご利用中の方は、ドメイン指定受信設定に「mics.kaiho.mlit.go.jp」を追加してください。

第5章 特記仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については「灯浮標等製造・修理共通仕様書」及び「灯浮標等設置工事共通仕様書」（共に海上保安庁交通部整備課）による。なお、特記あるものを除き、全標体について共通の事項とする。

5－1 標体修理工

設置する標体の整備については、本項のとおりとする。

標体番号	型式	塗色	設置箇所	姿図
1 1 0 0 3	L－H	緑	厚岸港灯浮標	図番 3
1 1 0 0 4	L－H	緑	厚岸港バラサン埼 北西方灯浮標	図番 3
1 3 0 5 6	L－1	赤	アイカップ埼沖灯浮標	図番 4

(1) 標体整備

ア 図番 5 のとおり、通気管（1 標体あたり 2 本）先端の防水金具の分解整備を行い、内部のパッキン（調達）及びピンポン玉（調達）の交換を行う。通気管は排気管と入気管の別があり、防水金具の形状が異なるため、作業時には取り違えないよう留意する。

イ 図番 5 のとおり、通気管（1 標体あたり 2 本）接続部のゴムホース（調達）及びステンレスバンド（調達）を交換する。

ウ 図番 5 のとおり、マンホール修理は、パッキン受座及びマンホールの受座（調達）を交換する。

（L－1 標体のみ）

- エ 図番 5 のとおり、マンホール蓋のパッキン（調達）を交換する。
- オ 図番 5 のとおり、マンホール部電線貫通金物（調達、1 標体あたり 2 箇所）内のパッキンを交換する。
- カ 図番 4 のとおり、分離された櫓は、櫓取付座の接合部を切断のうえ、立上部（調達）を台座に溶接し、取付する。（L－1 標体のみ）
- キ 図番 5 のとおり、電気防食板取付座は、溶接により取付する。
（L－H 標体のみ）
- ク 図番 4 のとおり、浮体内の既設電池缶を撤去する。また、蓄電池ラック取付台座と電線保護管は、溶接により取付する。（L－1 標体のみ）
- ケ 図番 3 のとおり、防護枠、防護枠支板、太陽電池取付台座の一部交換、溶接により補修する。（L－H 標体 標体番号 1 1 0 0 3 のみ）

（2） 下地処理

別表 1 のとおり、標体の下地処理を行う。

なお、通気管については標体から外した状態で実施する。

（3） 気密検査

下地処理完了後、空気圧による気密試験を次のとおり行う。

試験箇所	空気圧
浮体部	0.1 MPa
マンホール蓋	0.03 MPa

試験の結果漏気があった場合、補修のうえ再度試験を行う。

（4） 標体塗装

別表 1 のとおり、標体の塗装を行う。塗色は別表 2 による。

- ア 塗装に際し、上部鏡板上面及びマンホール蓋上部に滑り止め用の砂（2 ～3mm 平均）を散布する。
- イ 塗り分けを行う喫水の位置は、図示による。

（5） 標識名等記入

図番 6 のとおり、標示板に標識名等を記入する。塗料及び文字色は、別表 1 及び 2 による。

（6） 喫水線記入

図番 6 のとおり、標体胴板に喫水線を記入する。塗料及び塗色については、別表 1 及び 2 のとおりとする。

なお、喫水塗り分け位置より下方の喫水線については、5－3(1)の防汚塗装完了後に記入する。

5-2 電気通信工

設置標体の機器等取付及び撤去標体の機器等取外しは、本項による。

標体番号	設置箇所	機器取付図
2 1 0 1 5 (取外し) 1 1 0 0 3 (取付)	厚岸港灯浮標	図番 7
2 1 0 2 1 (取外し) 1 1 0 0 4 (取付)	厚岸港バラサン埼 北西方灯浮標	図番 7
1 4 0 1 6 (取外し) 1 3 0 5 6 (取付)	アイカップ埼沖灯浮標	図番 8

(1) 機器等官給

官給する機器等の内訳及び引渡場所は、別紙 2 による。

なお、官給品の取付に必要な付属品・消耗品等で不足がある場合、請負者が調達する。

(2) 機器等取付

機器等の取付は次による。なお、撤去標体から取外した機器を再使用する場合、取付作業が標体交換時となることに留意する。

- ア 図番 9 のとおり、標体櫓部の太陽電池取付台座に太陽電池取付台を取付、その上に太陽電池モジュールを取付ける。標体ごとの太陽電池モジュール取付数は、別紙 1 による。
- イ 図番 9 のとおり、浮体内部の制御器取付座に、灯浮標ソーラーシステム制御器を取付ける。
- ウ 図番 9 のとおり、櫓部踊場の灯器台側面に、灯浮標ソーラーシステム端子箱を取付ける。
- エ 図番 9 のとおり、櫓部踊場の灯器台に、LED 浮標用灯器を取付ける。標体ごとの灯器の種別は、別紙 1 による。
- オ 図番 10 のとおり、櫓部踊場に頭標及び頭標指示金具（官給）を取付ける。標体ごとの頭標の種別は、取付図と別紙 1 による。
- カ 標体内部の蓄電池ラック取付台座に蓄電池ラック（官給）及び蓄電池（撤去品再使用）を取付ける。

(3) 配線

- ア 配線の内訳は、図番 7 及び 8 の機器間配線図による。
- イ 機器及び端子間の接続は、全てコネクタ接続又は圧着端子接続とし、裸線の直接接続や線間での継ぎ足し接続は行わない。
- ウ 配線の引込口及び引出口には防水処置を施す。機器の防水コネクタ等にてパッキンの劣化が認められる場合、調達のうえ交換する。
- エ 灯浮標ソーラーシステム制御器内の配線は、次の順序により結線する。

接続時	温度センサ → 蓄電池 → 太陽電池モジュール → 負荷
取外時	負荷 → 太陽電池モジュール → 蓄電池 → 温度センサ

オ 蓄電池間の渡り線及び灯浮標用ソーラーシステム制御器間の配線の線長、端末処理等は図番 9 による。

(4) 機器等撤去

ア 撤去機器等の内訳及び引渡場所は、別紙 3 による。

イ 返納機器等の取外しは丁寧に取扱い、取外し後に拭き取り清掃する。

ウ 返納機器等は撤去年月及び撤去元の標識名を記載した付箋を取付ける。

5-3 防食工

標体の設置に先立ち、本項のとおり措置する。

(1) 防汚塗装

標体の喫水下部に、別表 3 のとおり防汚塗装する。

なお、防汚塗装の最終塗装は、標体を海上に設置する日の直近（1 週間以内程度）に行う。

(2) 電気防食板取付

防汚塗装完了後、図番 10 のとおり電気防食板（調達）を取付ける。調達する電気防食板は下記の参考品又は同等品以上の品質を有するアルミニウム電気陽極板とし、事前に試験成績表を監督職員に提出する。

標体番号	参考品	個数
1 1 0 0 3	アルミニウム電気防食板「AB-10 型」 ((株)ナカボーテック製)	3 個
1 1 0 0 4	アルミニウム電気防食板「AB-10 型」 ((株)ナカボーテック製)	3 個
1 3 0 5 6	アルミニウム電気防食板「MF-96 型」 (日本防蝕工業(株)製)	3 個

5-4 設置工

整備した標体設置及び既設標体の撤去は、本項による。

標識名	標体番号	位置
厚岸港灯浮標	設置：11003 撤去：21015	北緯：43-02-55.2 東経：144-50-19.6
厚岸港バラサン埼 北西方灯浮標	設置：11004 撤去：21021	北緯：43-02-33.1 東経：144-49-40.8
アイカップ埼沖灯浮標	設置：13056 撤去：14016	北緯：43-00-33.2 東経：144-49-33.6

(1) 資機材等準備

- ア 設置標体及び水中接続具等を運搬し、作業船に積込む。運搬の方法、経路及び時期等については、事前に監督職員の承諾を得る。
- イ 別紙 1 の必要な水中接続具等は、図番 7 及び 8 のとおり接続する。なお、接環の向きには注意する。
- ウ 官給する鉄鎖（38φ）25m 2 連のうち、1 連を等分に切断し 12.5m 2 連とする。また、三ツ目環（30φ）14m 2 本について、9 mに切断する。
- エ 標体及び水中接続具等を仮置きの際、必要な安全対策及び養生を施す。
- オ 設置に先立ち、標体及び水中接続具の磨耗状況を計測し記録する。計測箇所は監督職員の指示による。

(2) 航路警戒

作業中は、航路を通行する船舶が作業船に接近しないよう警戒船により警戒し、また、通航船や航走波の接近を作業船に随時通報する。
なお、警戒船の総数及び能力について、最寄りの海上保安部の指導に従う。

(3) 標体撤去作業

- ア 既設標体の撤去後、整備済みの標体を設置する。
- イ 既設標体及び水中接続具等を引揚げ、撤去する。引揚げは、沈すいが海底を離れるまで急激な力を加えないように注意する。
- ウ 撤去した水中接続具を分離する際、設置時の取付位置及び方向が分かるよう、タグ等により目印を付ける（磨耗状況計測準備）。

(4) 標体設置作業

- ア 設置標体及び水中接続具を指定位置に設置する。設置位置は GPS 測定器等により測定し、監督職員の承諾を受ける。
- イ 設置完了後、次の動作確認を行い、正常な機能を確認する。
 - ① LED 浮標用灯器の点灯確認
 - ② 蓄電池の電圧・内部抵抗確認（電圧は単体及び組、内部抵抗は単体）
 - ③ その他監督職員が指示する項目の確認

(5) 撤去資機材等整備

- ア 撤去した資機材等の内訳及び引渡場所は、別紙 3 による。
- イ 撤去した標体及び水中接続具に付着した貝、海草等の海洋付着物のかき落としを行い、全体を清水により洗浄する。除去した海洋付着物は、適法に処分する。
- ウ 撤去した標体及び水中接続具の磨耗状況を計測し記録する。計測箇所は、監督職員の指示による。
- エ 撤去した標体の下地処理及び錆止塗装は、別表 4 による。

オ 水中接続具は次のとおり整備し、監督職員の指示する場所に整理して保管する。

- ① 鉄鎖、三ツ目環及び沈すいは水洗いし、標識名及び規格を記入した標示札（ラミネート等 50mm×100mm 程度）を付ける。
- ② 転環は水洗いし、錆打ち（2 種ケレン）を行う。
- ③ 接環は分解して水洗いし、グリース詰めして組み立てる。

5－5 その他

ア 作業の安全について、次の事項を遵守する。

- ① 作業前に作業手順と安全確認等について、十分な打合せを行う。
- ② 現場代理人は作業の指示を確実に伝えるため、必要に応じて拡声器等を使用する。

イ 海上作業は、港則法に基づく海上作業許可申請または海上作業届の手続きを速やかに行い、写しを監督職員に提出する。

ウ 海上作業において使用する作業船・警戒船等の船舶は、その能力について事前に監督職員の承諾を受ける。

エ 標体交換は、対象標識の運用に支障とならないよう、日時の調整、手順の確認等、監督職員と十分に打合せ、遺漏ないよう施工する。

交換標識一覧表

標識名	告示位置 (WGS84精測値記載)	光源 灯質	標体 塗色	作業 区分	標体型式 (標体番号)	鉄鎖	水中接続具			沈すい	頭標	レーダー レフレクター	LED 浮標 灯器	灯浮標用ソーラーシステム				水深	潮流	海底 底質	参考 海図	備考
							三ツ目環	転環	接環					太陽電池 モジュール	端子箱	制御器	蓄電池					
厚岸港 灯浮標	N 43-02-55.2 E 144-50-19.6 北海道厚岸港 (厚岸港南防波堤灯台の 北東方約1.1km)	Mo (C) G 10s	緑	設置	L-H (11003)	12.5m (38φ)	1本 (30φ, 9m)	1個 (32φ)	5個 (32φ)	1個 (RC4t)	1個 (円筒Ⅰ型) (緑)	-	1個 (Ⅱ型緑)	3個 (20W)	1個	1個	6個 (MSE300) (長寿命型)	6.0 m	0.5 ノット	砂質 シルト	W26 W36	
				撤去	L-H (21015)	12.5m (38φ)	1本 (30φ, 9m)	1個 (32φ)	5個 (32φ)	1個 (RC4t)	1個 (円筒Ⅰ型) (緑)	-	1個 (Ⅱ型緑)	3個 (20W)	1個	1個	6個 (MSE300) (長寿命型)					
厚岸港 バラサン 埼北西方 灯浮標	N 43-02-33.1 E 144-49-40.8 北海道厚岸港 (厚岸港南防波堤灯台の 北西方約260m)	Mo (B) G 8s	緑	設置	L-H (11004)	12.5m (38φ)	1本 (30φ, 9m)	1個 (32φ)	5個 (32φ)	1個 (RC4t)	1個 (円筒Ⅰ型) (緑)	-	1個 (Ⅱ型緑)	3個 (20W)	1個	1個	6個 (MSE200) (長寿命型)	5.0 m	0.5 ノット	砂質 シルト	W26 W36	
				撤去	L-H (21021)	12.5m (38φ)	1本 (30φ, 9m)	1個 (32φ)	5個 (32φ)	1個 (RC4t)	1個 (円筒Ⅰ型) (緑)	-	1個 (Ⅱ型緑)	3個 (20W)	1個	1個	6個 (MSE200) (長寿命型)					
アイカッ ブ 埼沖 灯浮標	N 43-00-33.2 E 144-49-33.6 厚岸港南防波堤灯台 (北海道厚岸郡厚岸町) の南方約3.5km)	Mo (A) R 8s	赤	設置	L-1 (13056)	25m, 5m (38φ)	1本 (32φ, 14m)	1個 (38φ)	7個 (38φ)	2個 (RC4t)	1個 (円錐Ⅰ型) (赤)	-	1個 (広発散角 Ⅱ型赤)	3個 (20W)	1個	1個	6個 (MSE150) (長寿命型)	11.0 m	0.5 ノット	砂質 シルト	W26 W36	
				撤去	L-2 (14016)	25m, 5m (38φ)	1本 (32φ, 14m)	1個 (38φ)	7個 (38φ)	2個 (RC4t)	1個 (円錐Ⅰ型) (赤)	-	1個 (広発散角 Ⅱ型赤)	3個 (20W)	1個	1個	6個 (MSE150) (長寿命型)					

官給品一覧表

品名	規格等	単位	数量				引渡場所	備考
			厚岸港 灯浮標	厚岸港ハラサン崎 北西方灯浮標	アイカフ 埼沖 灯浮標	合計		
標体	L-1(共用)型	基			1 (No. 13056)	1	室蘭バイセーター	
	L-H型	基	1 (No. 11003)	1 (No. 11004)		2	厚岸浮標置場	
鉄鎖	38φ	m	12.5	12.5	30 (25m、5m)	55	厚岸浮標置場	25mを12.5m×2 に切断
水中接続具	三ツ目環(32φ、14m)	本			1	1	厚岸浮標置場	
	三ツ目環(30φ、9m)	本	1	1		2	室蘭バイセーター	14m×2を9m×2 に切断
	転環(38φ)	個			1	1	厚岸浮標置場	
	転環(32φ)	個	1	1		2	厚岸浮標置場	
	接環(38φ)	個			7	7	厚岸浮標置場	
	接環(32φ)	個	5	5		10	厚岸浮標置場	
沈すい	RC 4t	個	1	1	2	4	厚岸浮標置場	
頭標	円筒Ⅰ型(緑)	個	1	1		2	厚岸浮標置場	
	円錐Ⅰ型(赤)	個			1	1	厚岸浮標置場	
頭標支持金具		式	1	1	1	3	厚岸浮標置場	
LED浮標灯器	Ⅱ型緑	個	1	1		2	釧路海上保安部	
LED浮標灯器	広発散角Ⅱ型赤	個			1	1	室蘭バイセーター	
灯浮標用 ソーラーシステム	太陽電池モジュール(20W)3 面、制御器、端子箱	式	1	1		2	釧路海上保安部	
灯浮標用 ソーラーシステム	太陽電池モジュール(20W)3 面、制御器、端子箱	式			1	1	室蘭バイセーター	
太陽電池架台		個	3	3	3	9	室蘭バイセーター	
蓄電池	MSE(長寿命型)150Ah	個			6	6	釧路海上保安部	
蓄電池	MSE(長寿命型)200Ah	個		6		6	室蘭バイセーター	
蓄電池	MSE(長寿命型)300Ah	個	6			6	室蘭バイセーター	
蓄電池ラック		個	2	2	2	6	厚岸浮標置場	

※官給品引渡場所
 厚岸浮標置場 北海道厚岸郡厚岸町湾月1-1-23
 室蘭バイセーター 北海道室蘭市祝津1-259
 釧路海上保安部 北海道釧路市南浜町5-9

撤去品一覧表

品名	規格等	単位	数量				引渡場所	備考
			厚岸港 灯浮標	厚岸港ハラサン埼 北西方灯浮標	アイカップ埼沖 灯浮標	合計		
標体	L-2(共用)型	基			1 (No. 14016)	1	厚岸浮標置場	
	L-H型	基	1 (No.21015)	1 (No.21021)		2	厚岸浮標置場	
鉄鎖	38φ	m	12.5	12.5	30 (25m、5m)	55	室蘭バイセーター	
水中接続具	三ツ目環(32φ、14m)	本			1	1	室蘭バイセーター	
	三ツ目環(30φ、9m)	本	1	1		2	室蘭バイセーター	
	転環(38φ)	個			1	1	室蘭バイセーター	
	転環(32φ)	個	1	1		2	室蘭バイセーター	
	接環(38φ)	個			7	7	室蘭バイセーター	
	接環(32φ)	個	5	5		10	室蘭バイセーター	
沈すい	RC 4t	個	1	1	2	4	厚岸浮標置場	
頭標	円筒Ⅰ型(緑)	個	1	1		2	厚岸浮標置場	
	円錐Ⅰ型(赤)	個			1	1	厚岸浮標置場	
頭標支持金具		式	1	1	1	3	厚岸浮標置場	
LED浮標灯器	Ⅱ型緑	個	1	1		2		廃棄
LED浮標灯器	広発散角Ⅱ型赤	個			1	1	室蘭バイセーター	
灯浮標用 ソーラーシステム	太陽電池モジュール(20W)3 面、制御器、端子箱	式	1	1		2		廃棄
灯浮標用 ソーラーシステム	太陽電池モジュール(20W)3 面、制御器、端子箱	式			1	1	室蘭バイセーター	
太陽電池取付台		個	3	3	3	9	室蘭バイセーター	
MSE(長寿命型)	150Ah	個			6	6		廃棄
MSE(長寿命型)	200Ah	個		6		6		廃棄
MSE(長寿命型)	300Ah	個	6			6		廃棄
蓄電池ラック		個	2	2	2	6	室蘭バイセーター2 厚岸浮標置場4	

※官給品引渡場所

厚岸浮標置場

室蘭バイセーター

釧路海上保安部

北海道厚岸郡厚岸町湾月1-1-23

北海道室蘭市祝津1-259

北海道釧路市南浜町5-9

別表 1 塗装仕様（標体修理工）

区分	工程	塗料の種類	備考
櫓部	下地処理	－	第 3 種ケレン
	錆止塗装	変性エポキシ樹脂系錆止塗料	
	仕上塗装	アクリル樹脂系上塗塗料	塗色は別表 2 のとおり
喫水上部	下地処理	－	第 3 種ケレン
	錆止塗装	変性エポキシ樹脂系錆止塗料	
	仕上塗装	アクリル樹脂系上塗塗料	塗色は別表 2 のとおり
喫水下部	下地処理	－	第 3 種ケレン
	錆止塗装	変性エポキシ樹脂系錆止塗料	
浮体内部	下地処理	－	第 4 種ケレン
	錆止塗装	変性エポキシ樹脂系錆止塗料	腐食・塗装剥離箇所にタッチアップ程度
	仕上塗装	アクリル樹脂系上塗塗料	塗色は別表 2 のとおり 腐食・塗装剥離箇所にタッチアップ程度
標示板文字		アクリル樹脂系上塗塗料	塗色は別表 2 のとおり
喫水線記入		アクリル樹脂系上塗塗料	塗色は別表 2 のとおり

※塗装上の注意

- (1) 使用する塗料は、事前に監督職員の承諾を得る。
- (2) 塗料の塗膜圧及び塗り回数は、使用する塗料のメーカー仕様による。
- (3) 同一工程内で使用する塗料は、同じメーカーのものを使用する。
- (4) 塗料の混合、かくはん、希釈、塗装間隔、塗装後の暴露期間は、使用する塗料のメーカー仕様に従う。
- (5) 塗り方はハケ塗り、吹付塗り、ローラーブラシ塗りから、塗料、環境及び塗装箇所に適したものを選択する。
- (6) 塗装の工程ごとに塗膜測定を行い、取りまとめて監督職員に提出し、確認を受ける。

別表 2 塗色の指定

2-1 標体番号：11003、11004 共通

(設置箇所：厚岸港灯浮標、厚岸港バラサン埼北西方灯浮標)

箇所	塗色	マンセル値	色票番号
櫓部	緑	5 G 4 / 8	A 4 5 - 4 0 P
喫水上部			
浮体内部	クリーム	1 0 Y R 9 / 3. 5	A 1 9 - 8 5 F
標示板文字	白	N 9. 5	A N - 9 5
喫水線			

2-2 標体番号：13056 (設置箇所：アイカップ埼沖灯浮標)

箇所	塗色	マンセル値	色票番号
櫓部	赤	7. 5 R 4 / 1 4	A 0 7 - 4 0 X
喫水上部			
浮体内部	クリーム	1 0 Y R 9 / 3. 5	A 1 9 - 8 5 F
標示板文字	白	N 9. 5	A N - 9 5
喫水線			

別表 3 塗装仕様 (防食工)

区分	工程	塗料の種類	備考
喫水下部	防汚塗装	加水分解型船底防汚塗装	塗色は特に指定しない

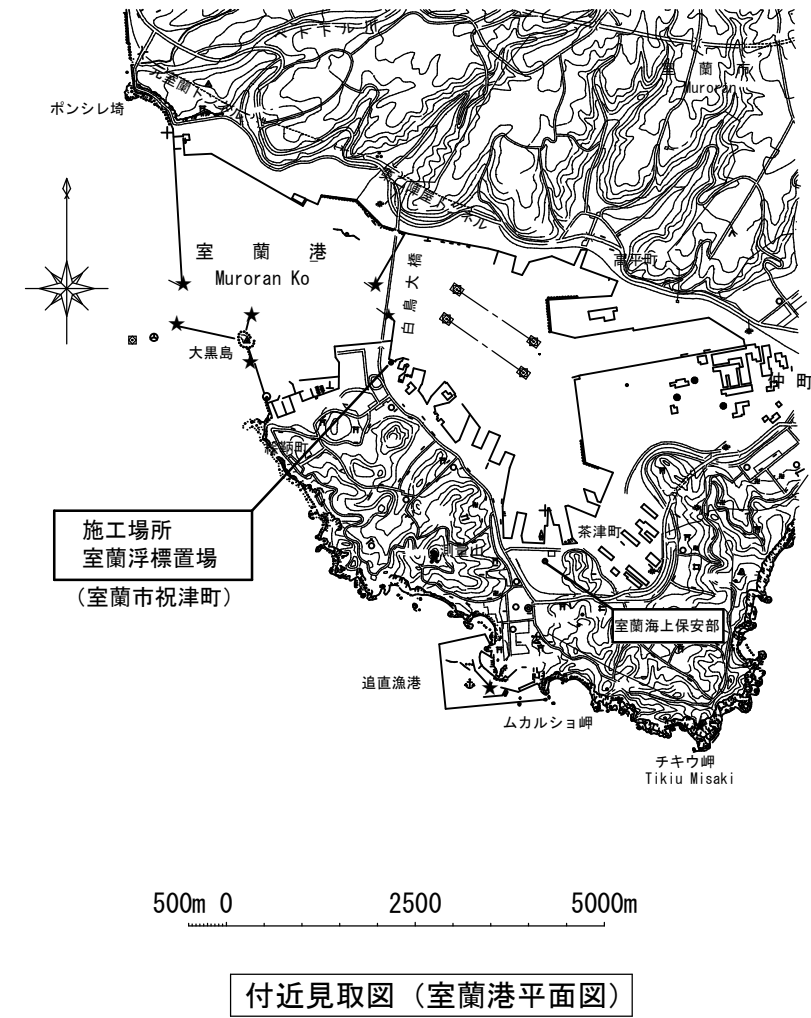
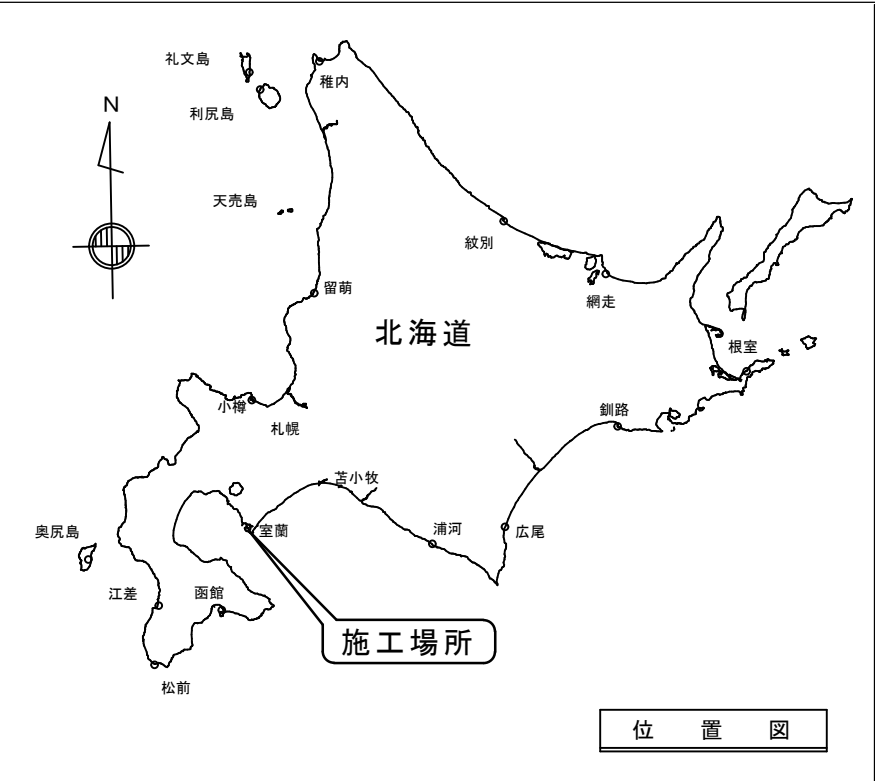
※塗装上の注意事項は、別表 1 に同じ。

※本項の塗装は、標体を海上に設置する日の直近 (1 週間以内程度) に最終塗装を行う。

別表 4 塗装仕様 (撤去標体整備)

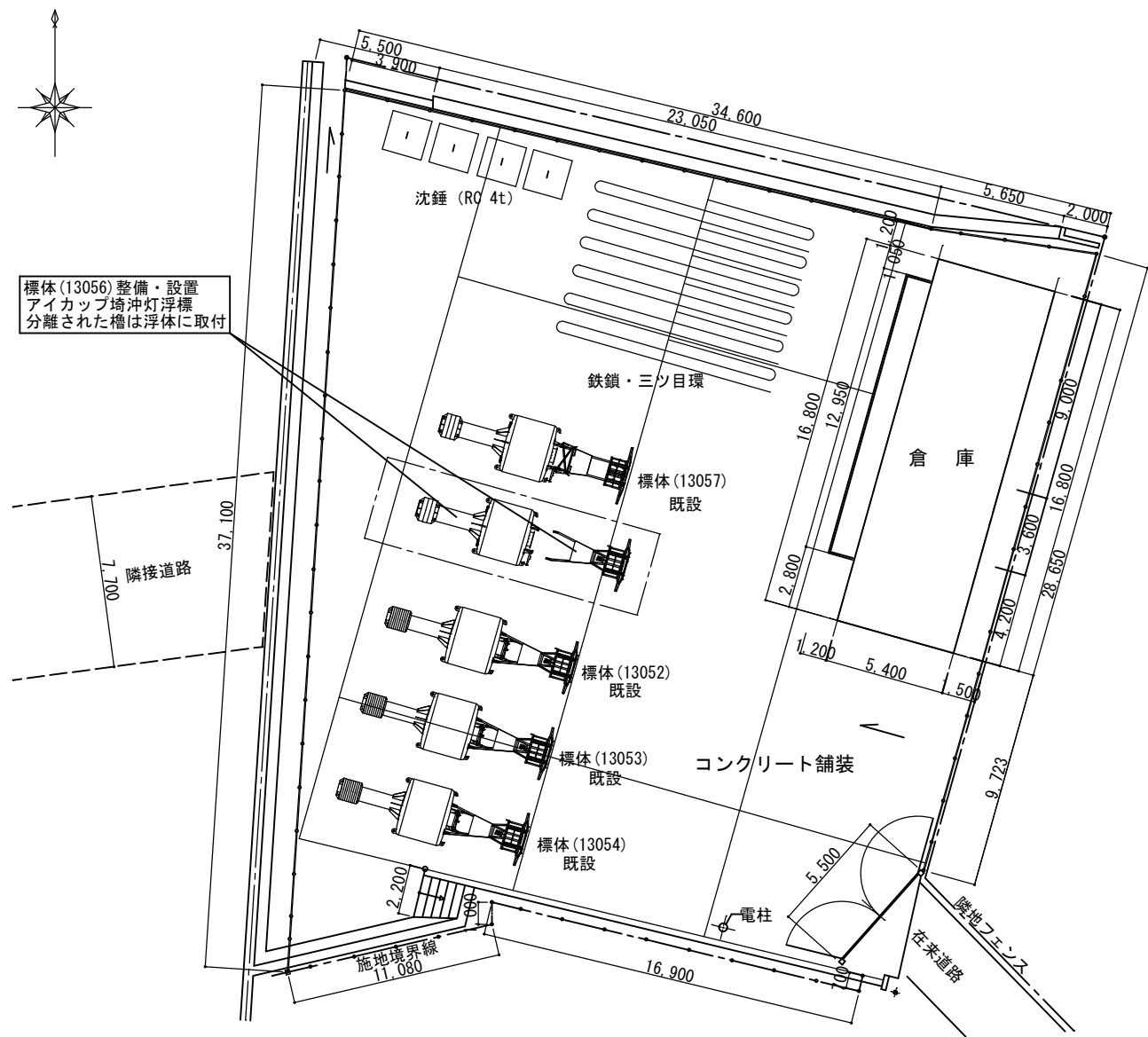
区分	工程	塗料の種類	備考
外側全面	下地処理	—	第 4 種ケレン
	錆止塗装	変性エポキシ樹脂系錆止塗料	腐食・塗装剥離箇所にタッチアップ程度

※塗装上の注意事項は、別表 1 に同じ。

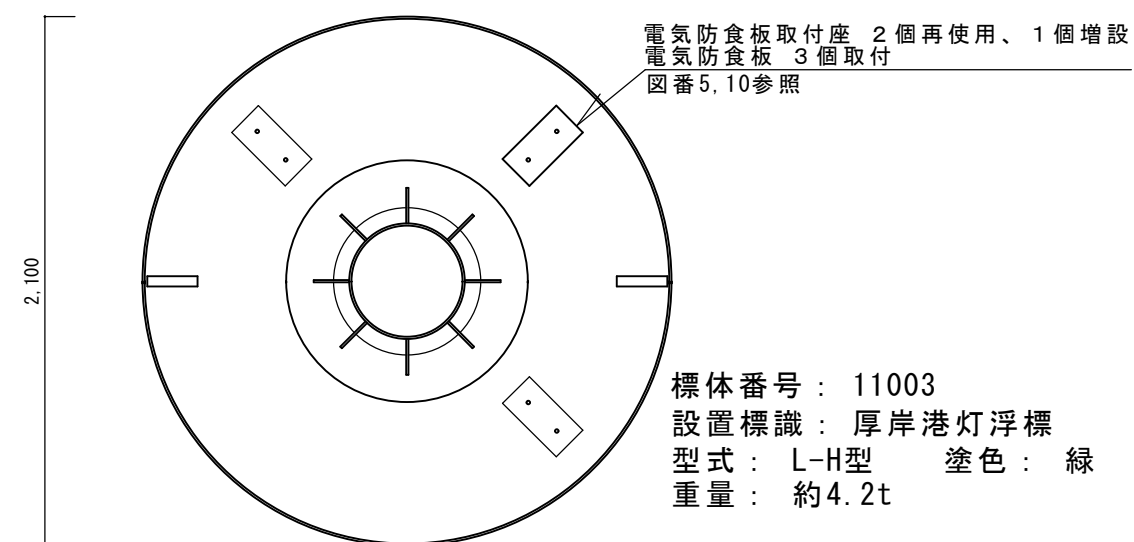
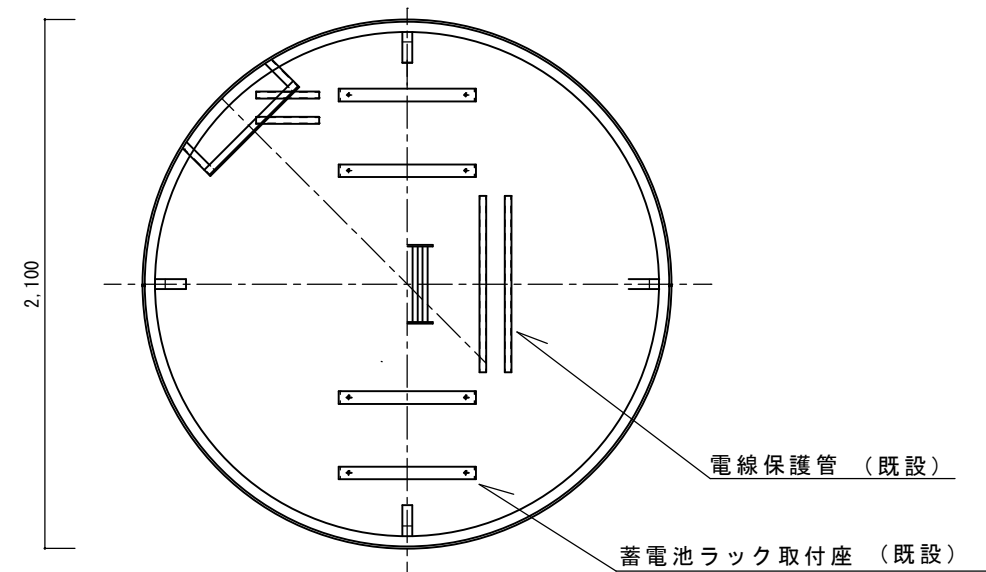
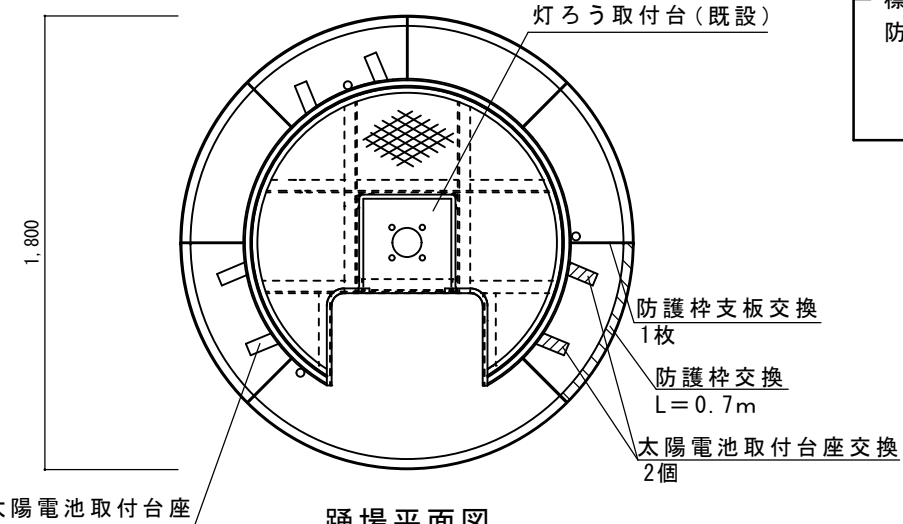
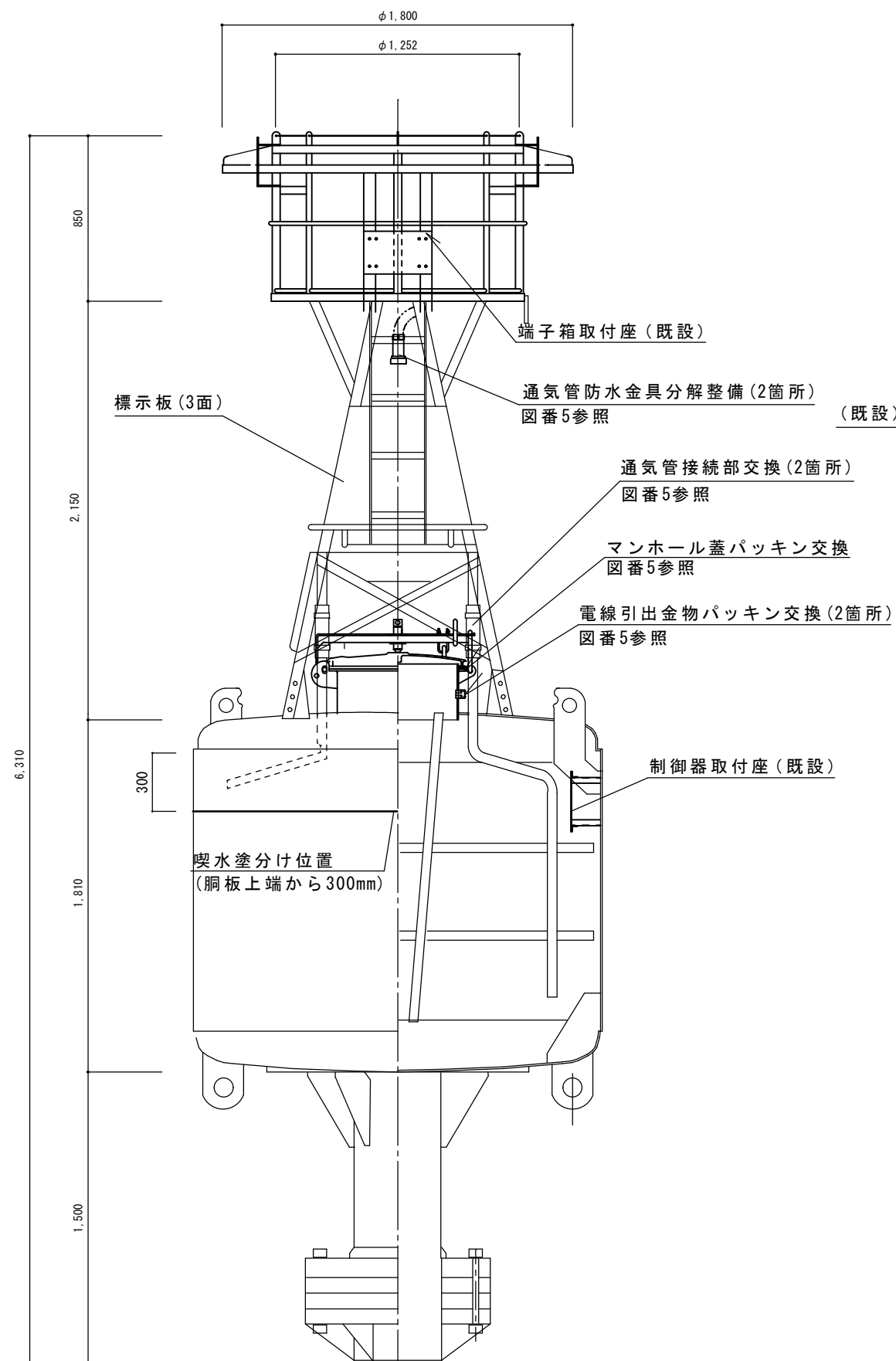


工事概要

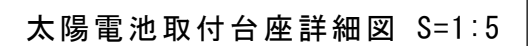
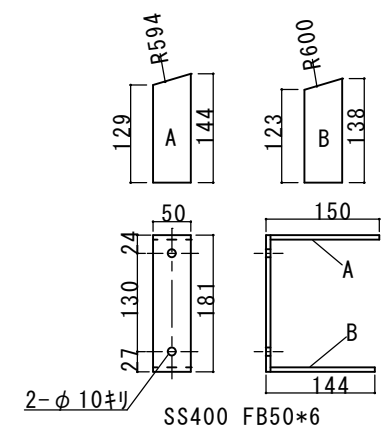
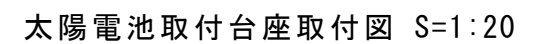
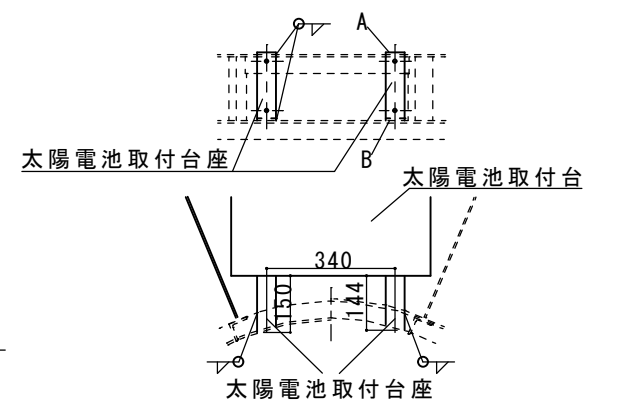
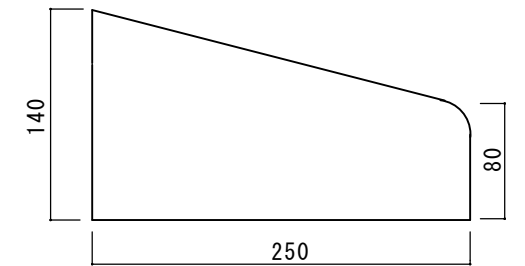
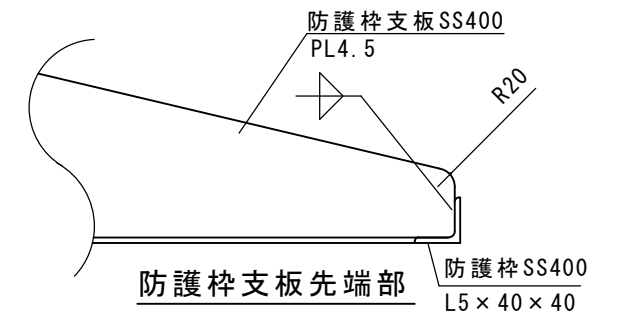
標体整備（設置標体及び水中接続具等の整備）
交換工（設置）



室蘭浮標置場配置図 S=1/300



一 標体整備概要（標体番号 11003特記） 防護枠等一部交換による補修 防護枠交換 防護枠支板交換 太陽電池取付台座交換 交換の既存接続部は全周溶接



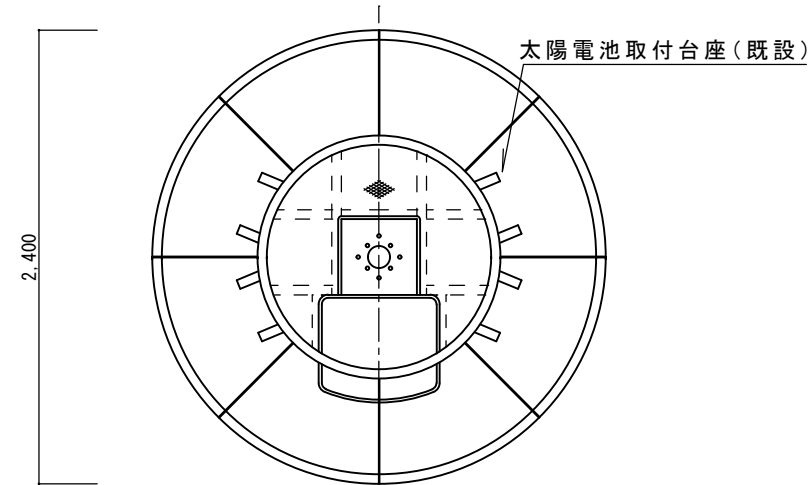
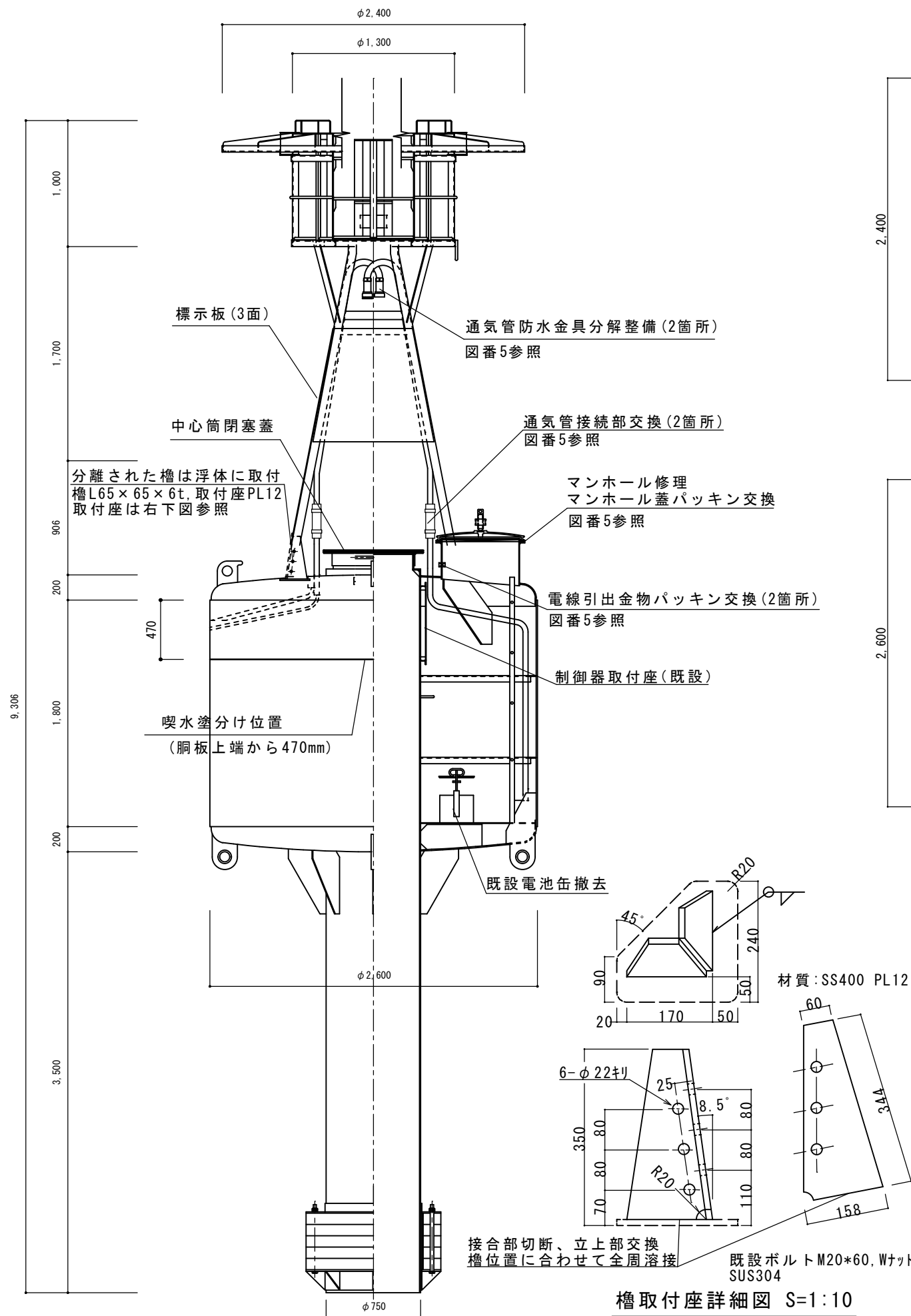
・標体整備概要（標体番号 11003, 11004共通）

- ・電気防食板取付座増設、電気防食板取付
- ・通気管防水金具の分解整備（パッキン、ピンポン玉交換）
- ・通気管接続部のゴムホース及びステンレスバンド交換
- ・マンホール蓋のパッキン交換
- ・マンホール部電線貫通金物のパッキン交換

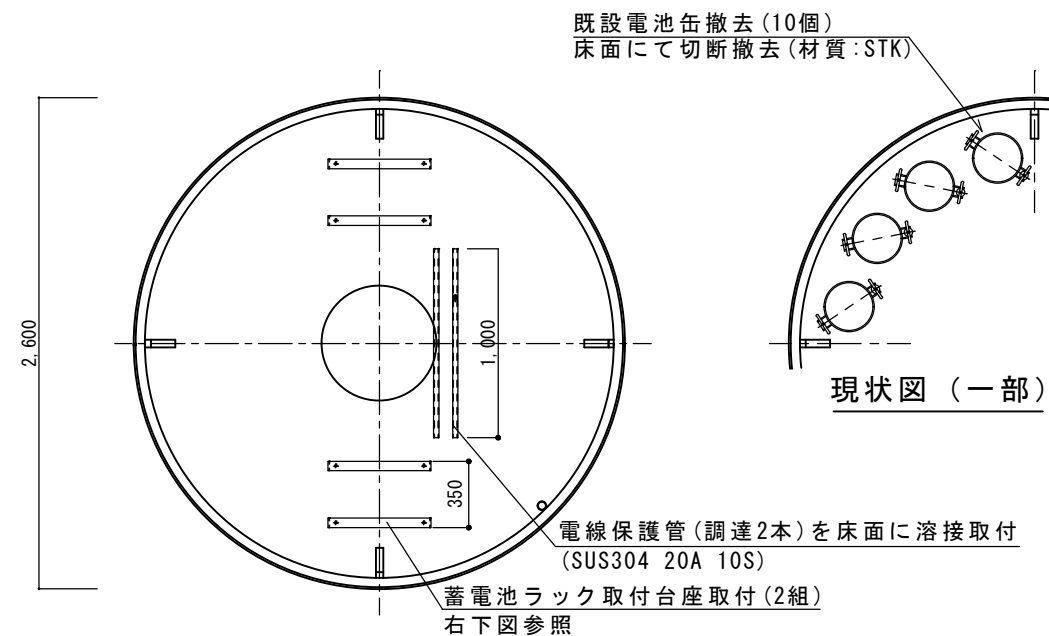
標体番号： 11003
設置標識： 厚岸港灯浮標
型式： L-H型 塗色： 緑
重量： 約4.2t

標体番号： 11004
設置標識： 厚岸港ハラサン埼北西方灯浮標
型式： L-H型 塗色： 緑
重量： 約4.2t

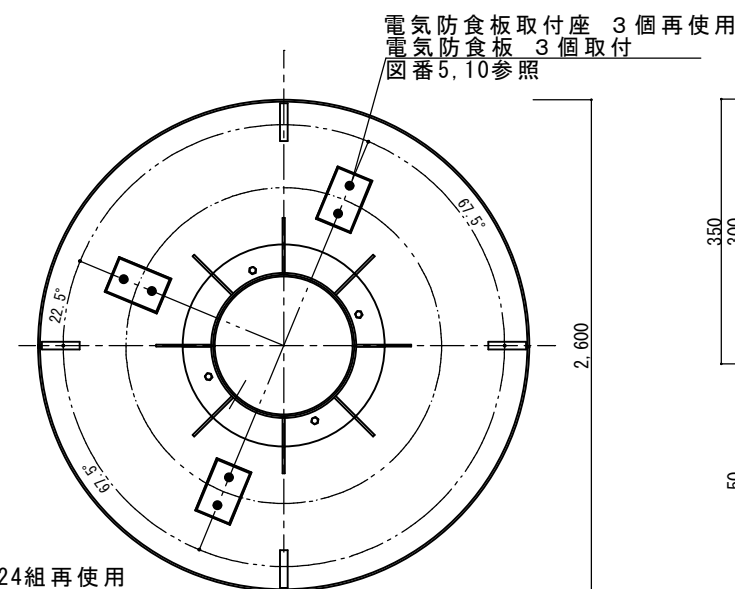
令和8年度	工事名称 厚岸港灯浮標ほか2基改良改修工事	標識名 厚岸港灯浮標 厚岸港バラサン埼北西方灯浮標	図名 L-H型標体姿図ほか	縮尺 S=1:30ほか	 第一管区海上保安本部 交通部整備課	令和8年6月	A-3	設計	葉数 10	番号 3
-------	--------------------------	---------------------------------	------------------	----------------	---	--------	-----	----	----------	---------



通場平面図



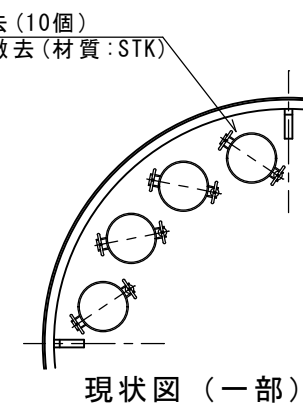
浮体内部平面図



浮体底面図

- 標体整備概要 (標体番号 13056)
- ・槽取付
 - ・電気防食板取付
 - ・通気管防水金具の分解整備 (パッキン、ピンポン玉交換)
 - ・通気管接続部のゴムホース及びステンレスバンド交換
 - ・マンホール修理
 - ・マンホール蓋のパッキン交換
 - ・マンホール部電線貫通金物のパッキン交換
 - ・既設電池缶撤去、蓄電池ラック取付台座取付
 - ・電線保護管取付

標体番号 : 13056
設置標識 : アイカップ埼沖灯浮標
型式 : L-1型 (共用) 塗色 : 赤
重量 : 約6t

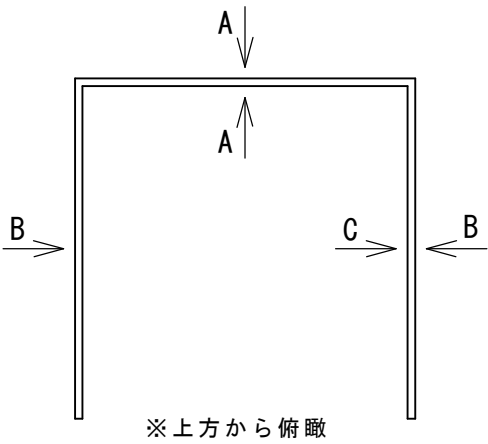


蓄電池ラック取付台座製作図 S=1:10

令和8年度	工事名称 厚岸港灯浮標ほか2基改良改修工事	標識名 アイカップ埼沖灯浮標	図名 L-1型標体姿図ほか	縮尺 S=1:40ほか	第一管区海上保安本部 交通部整備課	令和8年6月	A-3	設計	葉数 10	番号 4
-------	--------------------------	-------------------	------------------	----------------	-------------------	--------	-----	----	----------	---------

標示板文字記入要領

櫓部標示板の下図の面について、右図のとおり記入する。



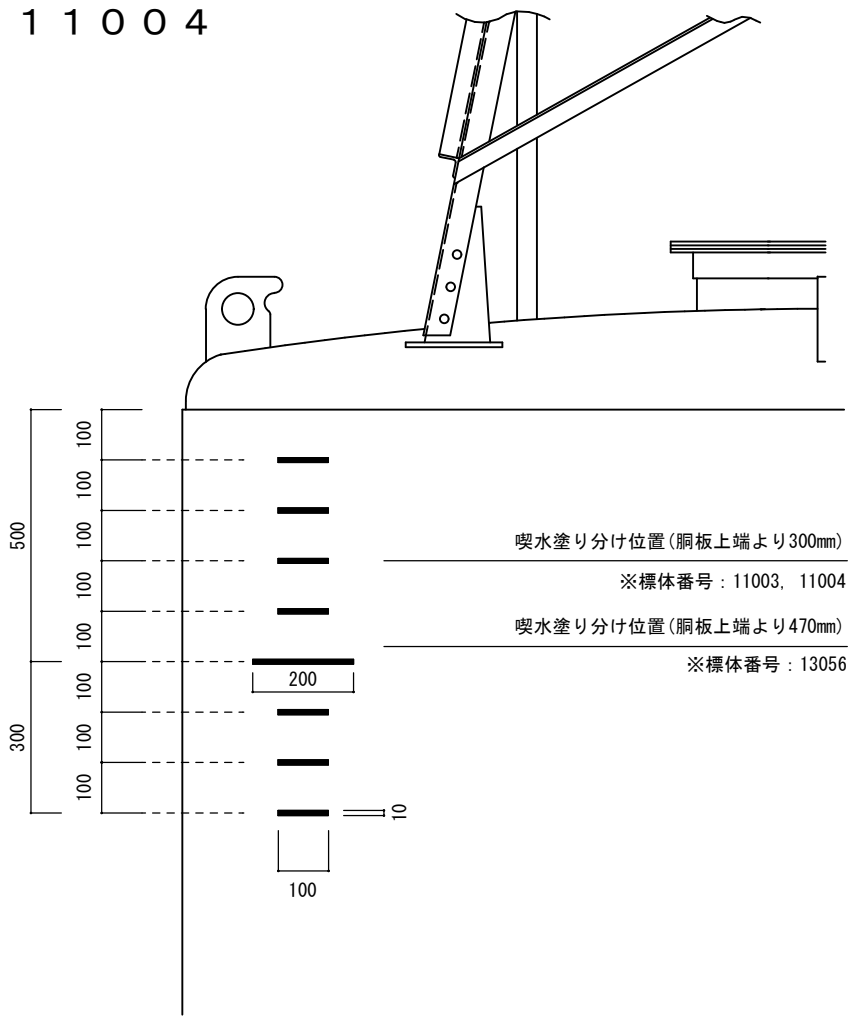
標体番号： 1 3 0 5 6
標体番号： 1 1 0 0 3
標体番号： 1 1 0 0 4

喫水線記入要領

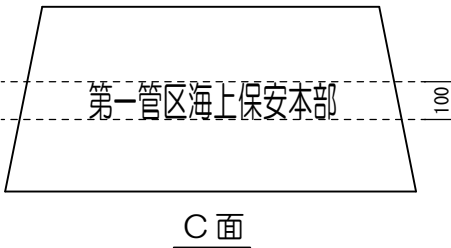
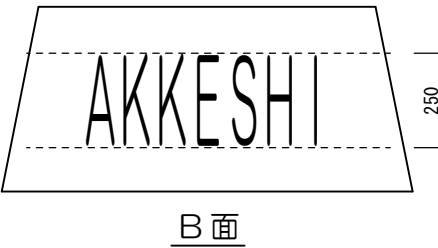
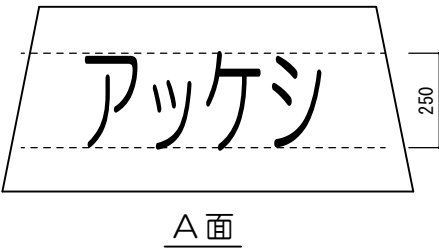
※ 喫水線は右図のとおり、長さ100×幅10の線を
胴板上端から100mm刻みに以下の本数記入
(500mm目のみ長さを200mm)

標体番号	喫水線本数
11003	5 本
11004	
13056	8 本

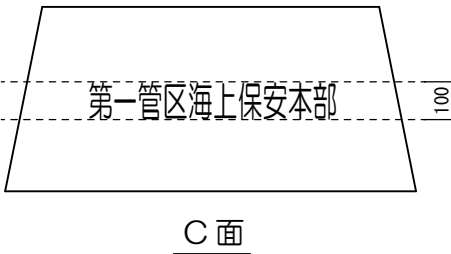
※ 喫水線は 1 標体につき 2 箇所記入し、それぞれ
記入位置を 1 8 0 度離す
※ 塗料、塗色は、別表 1 及び 2 のとおり



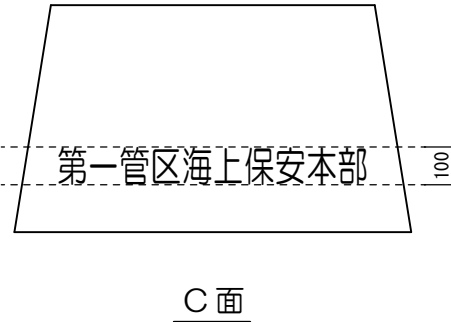
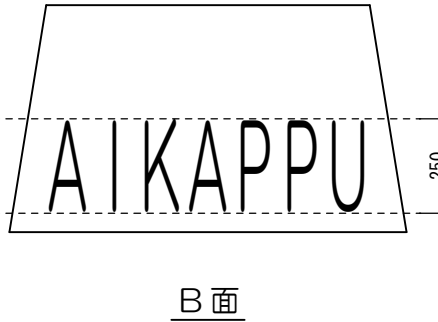
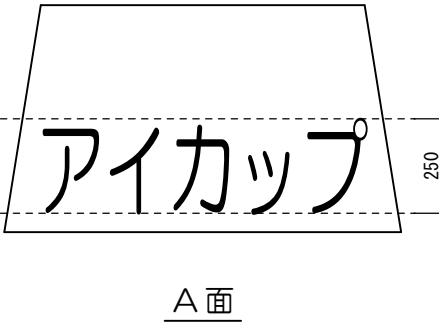
標体番号： 1 1 0 0 3



標体番号： 1 1 0 0 4



標体番号： 1 3 0 5 6



施工場所
厚岸港灯浮標

位置： N 43-02-55.2
E 144-50-19.6

※水深 6.0 m
底質 砂
潮流 0.5 ノット

厚岸湾

施工場所
厚岸港バラサン埼北西方灯浮標

位置： N 43-02-33.1
E 144-49-40.8

※水深 5.0 m
底質 砂
潮流 0.5 ノット

筑紫恋

厚岸浮標置場

有明町

アイカッブ埼

アイカッブ埼沖灯浮標

港湾平面図

機器等取外一覧

設置標体： L－H型 標体番号： 21015 (厚岸港灯浮標)
21021 (厚岸港バラサン埼北西方灯浮標)

	機 器 等 名	規 格 等	数 量	区 分
①	LED浮標用灯器	Ⅱ型緑	1 個	廃棄
②	太陽電池モジュール	20W型、鳥除け金物付属	3 個	廃棄
③	太陽電池取付台		3 個	返納
④	端子箱	防水型	1 個	廃棄
⑤	制御器	温度センサー付属	1 個	廃棄
⑥	蓄電池	21015 MSE(長寿命型) 300Ah-2V	6 個	廃棄
		21021 MSE(長寿命型) 200Ah-2V	6 個	廃棄
⑦	蓄電池ラック		2 個	返納
⑧	頭標	円筒Ⅰ型(緑)、鳥除け金物付属	1 個	返納
⑨	頭標支持金具		1 式	返納

機器等取付一覧

設置標体： L－H型 標体番号： 11003 (厚岸港灯浮標)
11004 (厚岸港バラサン埼北西方灯浮標)

	機 器 等 名	規 格 等	数 量	区 分	図 番
①	LED浮標用灯器	Ⅱ型緑	1 個	官給	9
②	太陽電池モジュール	20W型、鳥除け金物付属	3 個	官給	9
③	太陽電池取付台		3 個	官給	9
④	端子箱	防水型	1 個	官給	9
⑤	制御器	温度センサー付属	1 個	官給	9
⑥	蓄電池	11003 MSE(長寿命型) 300Ah-2V	6 個	官給	7
		11004 MSE(長寿命型) 200Ah-2V	6 個	官給	7
⑦	蓄電池ラック		2 個	官給	7
⑧	頭標	円筒Ⅰ型(緑)、鳥除け金物付属	1 個	官給	10
⑨	頭標支持金具		1 式	官給	10

浮体内部平面図

※厚岸港灯浮標、厚岸港バラサン埼北西方灯浮標共通

撤去・設置標体姿図 S=1:60

踊場平面図

接続部詳細

配線系統図

A: 制御器 ～ LED浮標用灯器
[調達] 2PNCT 2mm² - 2C
B: 端子箱 ～ 太陽電池モジュール
[付属線使用] 2PNCT 2mm² - 2C
C: 制御器 ～ 端子箱
[調達] 2PNCT 2mm² - 2C
D: 制御器 ～ 蓄電池 及び 蓄電池間渡り線
[調達] 2PNCT 5.5mm² - 1C ※
※Dの線長、端末処理等は図番9のとおり
※制御器内の結線は、次の順序による
接続時: 温度 → BATT → 太陽パネル → 負荷ランプ
取外時: 負荷ランプ → 太陽パネル → BATT → 温度

令和8年度

工事名称
厚岸港灯浮標ほか2基改良改修工事

標識名
厚岸港灯浮標
厚岸港バラサン埼北西方灯浮標

図名
港湾平面図、標体姿図、配線系統図

縮尺
図示

第一管区海上保安本部 交通部整備課

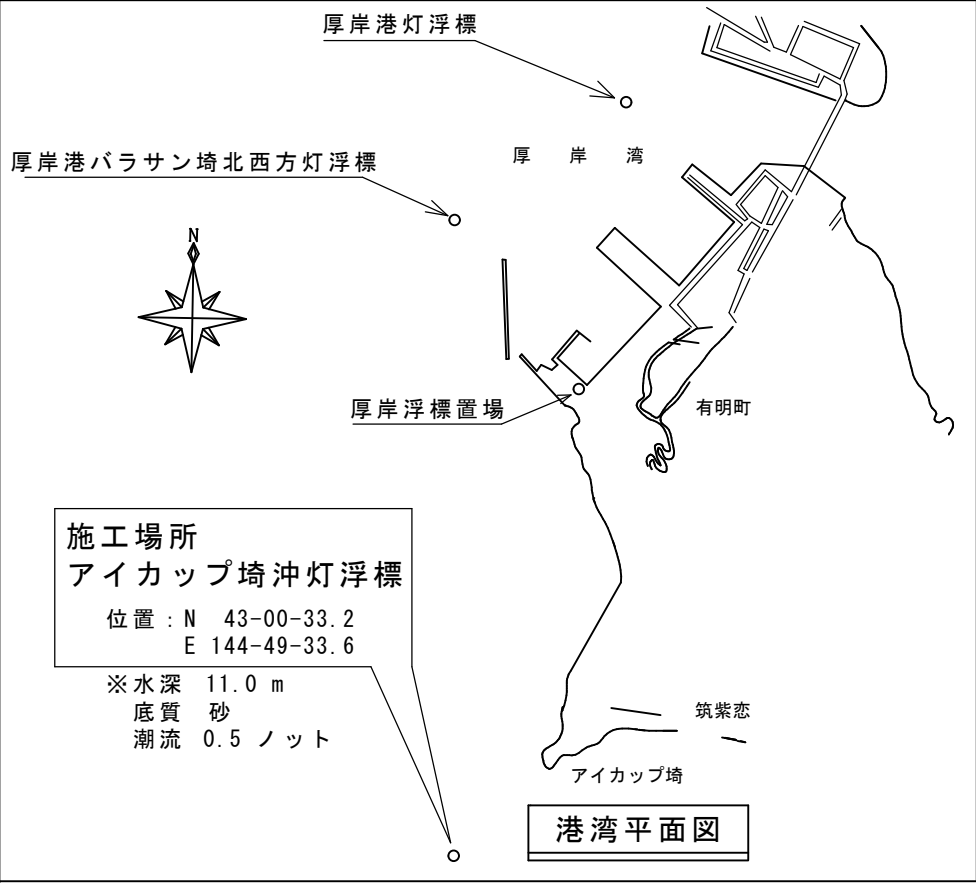
令和8年6月

A-3

設計

葉数
10

番号
7

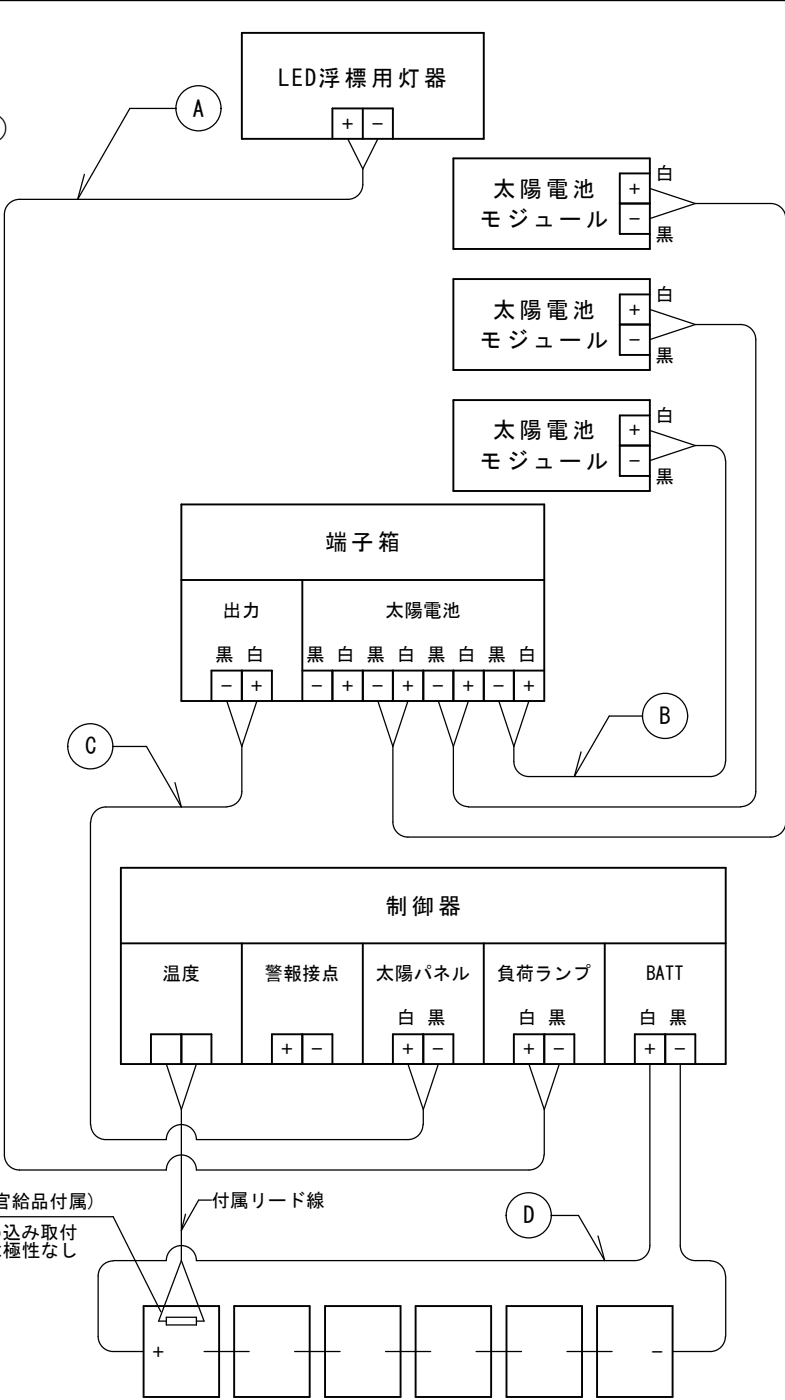
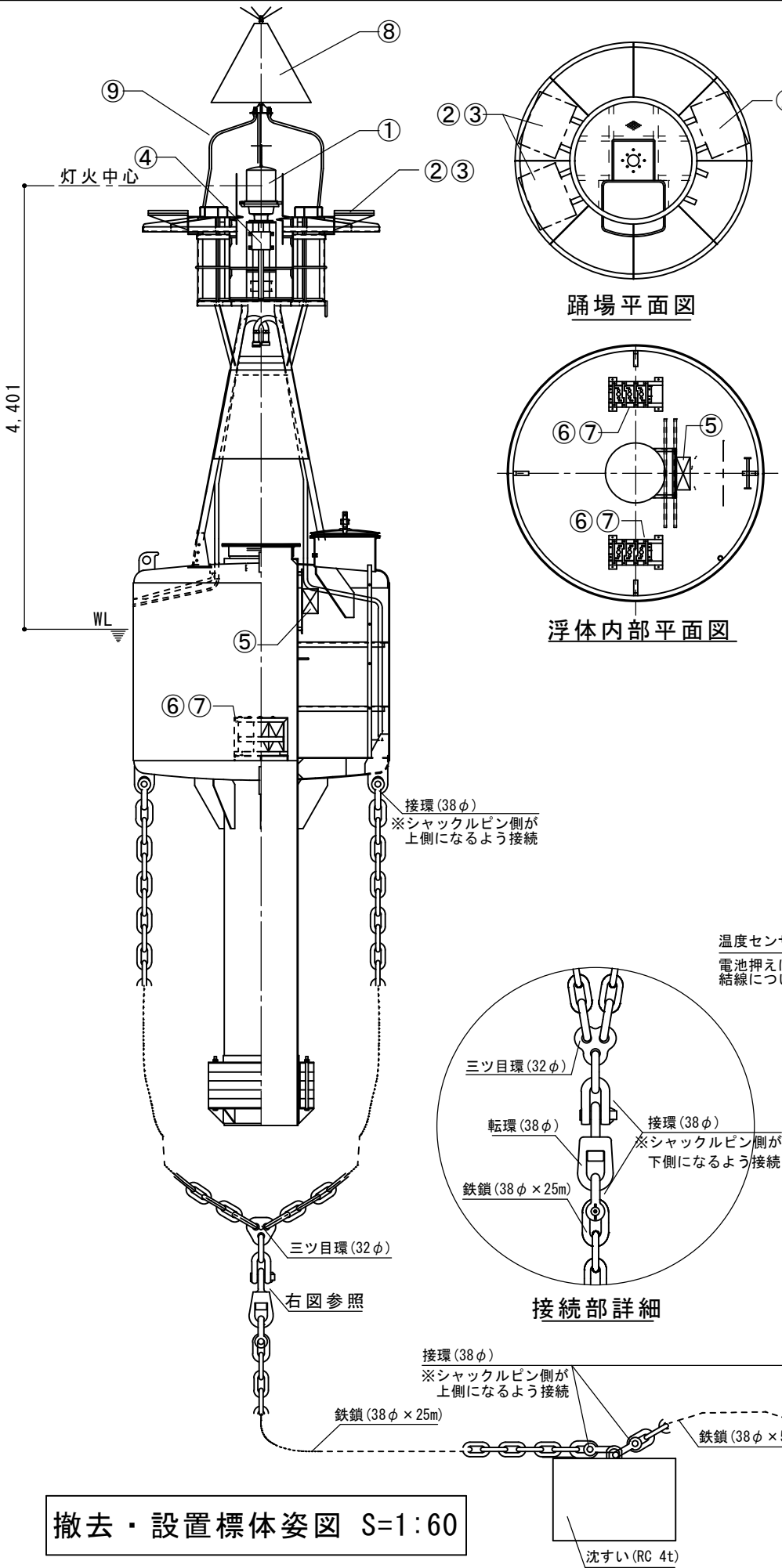


機器等取外一覧 設置標体：L-2（共用）型 標体番号：14016

	機 器 等 名	規 格 等	数 量	区 分
①	LED浮標用灯器	広発散角Ⅱ型赤	1個	返納
②	太陽電池モジュール	20W型、鳥除け金物付属	3個	返納
③	太陽電池取付台		3個	返納
④	端子箱	防水型	1個	返納
⑤	制御器	温度センサー付属	1個	返納
⑥	蓄電池	MSE(長寿命型) 150Ah - 2V	6個	廃棄
⑦	蓄電池ラック		2個	返納
⑧	頭標	円錐Ⅰ型(赤)、鳥除け金物付属	1個	返納
⑨	頭標支持金具		1式	返納

機器等取付一覧 設置標体：L-1（共用）型 標体番号：13056

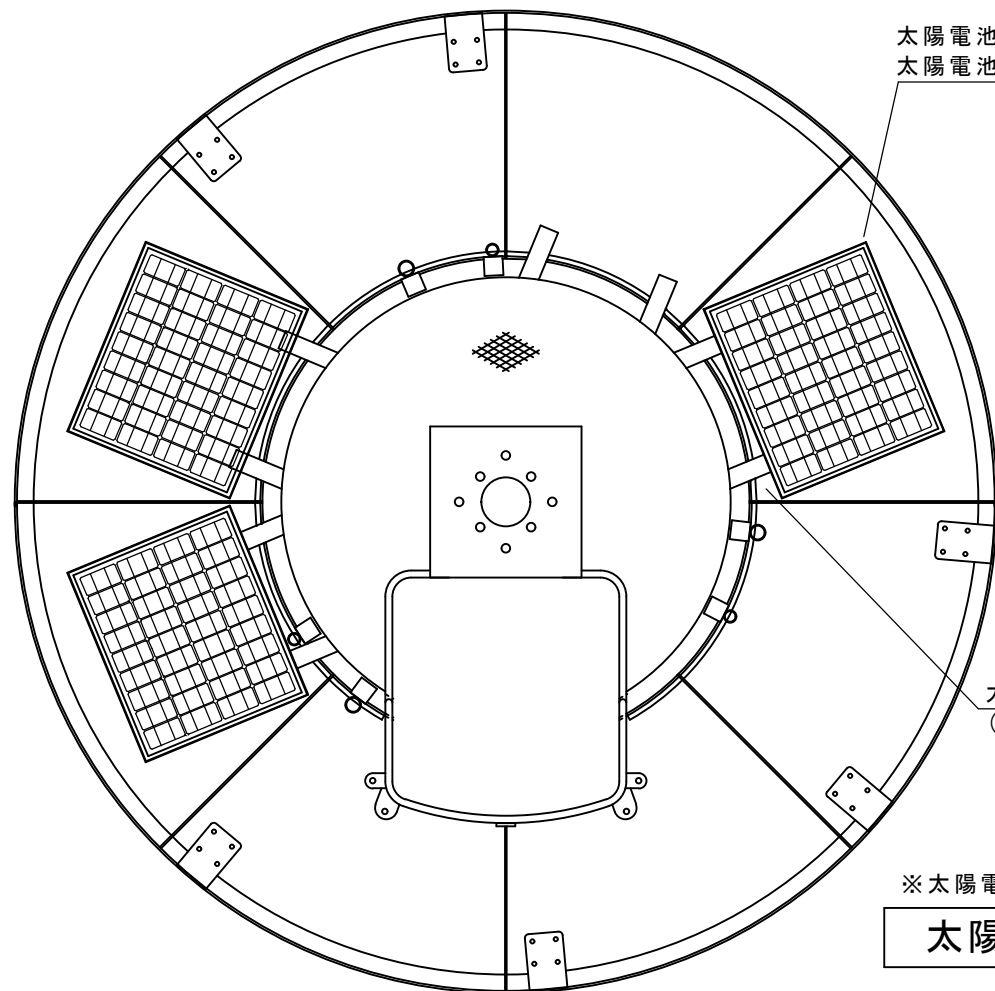
	機 器 等 名	規 格 等	数 量	区 分	図 番
①	LED浮標用灯器	広発散角Ⅱ型赤	1個	官給	9
②	太陽電池モジュール	20W型、鳥除け金物付属	3個	官給	9
③	太陽電池取付台		3個	官給	9
④	端子箱	防水型	1個	官給	9
⑤	制御器	温度センサー付属	1個	官給	9
⑥	蓄電池	MSE(長寿命型) 150Ah - 2V	6個	官給	8
⑦	蓄電池ラック		2個	官給	8
⑧	頭標	円錐Ⅰ型(赤)、鳥除け金物付属	1個	官給	10
⑨	頭標支持金具		1式	官給	10



A：制御器 ～ LED浮標用灯器
〔調達〕2PNCT 2mm² - 2C
B：端子箱 ～ 太陽電池モジュール
〔付属線使用〕2PNCT 2mm² - 2C
C：制御器 ～ 端子箱
〔調達〕2PNCT 2mm² - 2C
D：制御器 ～ 蓄電池 及び 蓄電池間渡り線
〔調達〕2PNCT 5.5mm² - 1C ※

※Dの線長、端末処理等は図番9のとおり
※制御器内の結線は、次の順序による
接続時：温度 → BATT → 太陽パネル → 負荷ランプ
取外時：負荷ランプ → 太陽パネル → BATT → 温度

配線系統図



太陽電池モジュール
太陽電池取付台

M4ビスとめ
(14箇所)

鳥除け金物（付属品）
(14本)

太陽電池モジュール

ボルト・ナット(4箇所)
(SUS304 M6×30, W, SW)

太陽電池取付台
(SUS304)

ボルト・ナット(4箇所)
(SUS304 M8×30, W, SW)

太陽電池取付台座
(SS400 FB50×6)

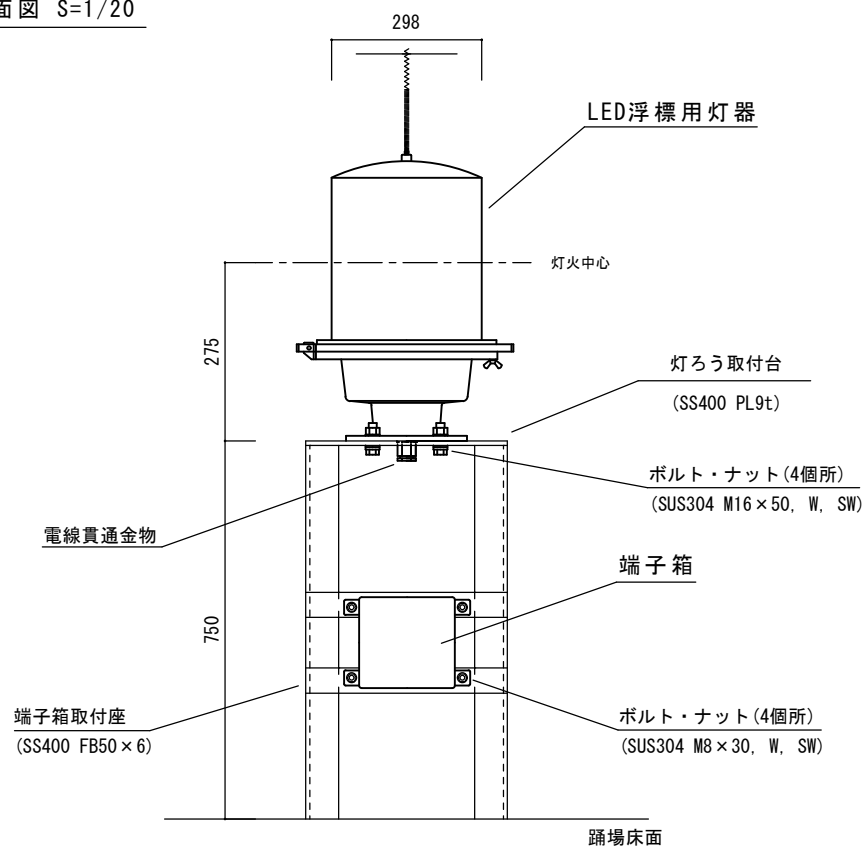
太陽電池取付台座
(SS400 FB50×6)

取付詳細図 S=1/15

※太陽電池モジュールの取付数は各標体の取付図による

太陽電池モジュール及び取付台詳細図

※L-1標体の場合の参考図
檣部踊場平面図 S=1/20



LED浮標用灯器

灯火中心

灯ろう取付台
(SS400 PL9t)

ボルト・ナット(4箇所)
(SUS304 M16×50, W, SW)

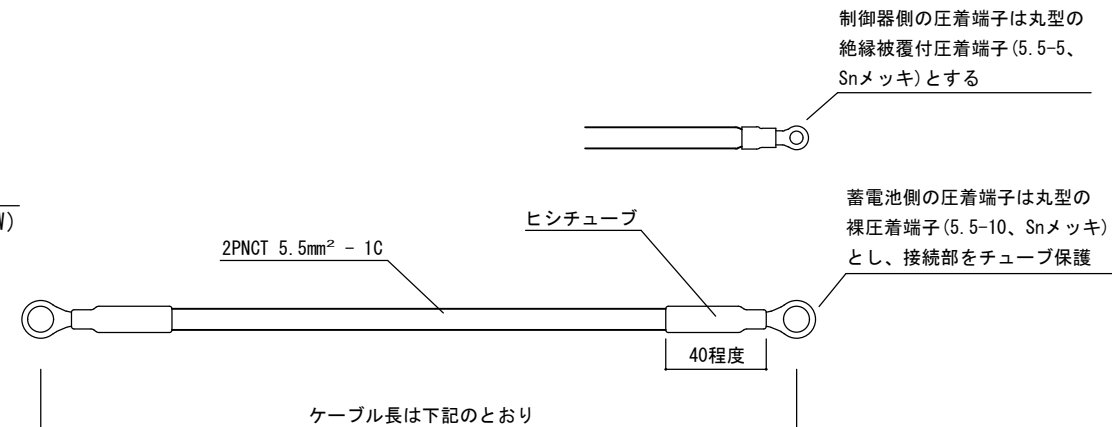
端子箱

ボルト・ナット(4箇所)
(SUS304 M8×30, W, SW)

端子箱取付座
(SS400 FB50×6)

※寸法は参考であり、標体により異なる。

LED浮標用灯器及び端子箱取付図 S=1:15



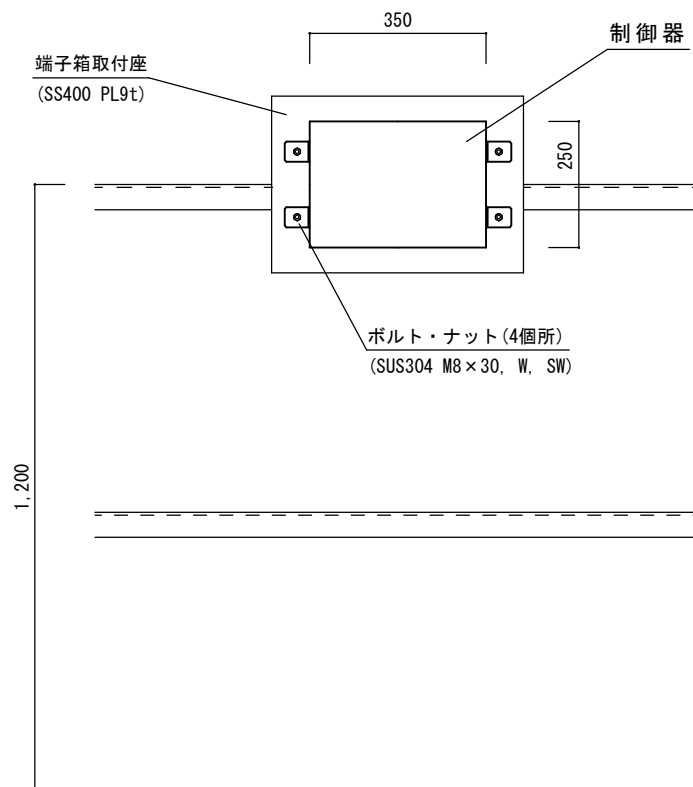
制御器側の圧着端子は丸型の
絶縁被覆付圧着端子(5.5-5、
Snメッキ)とする

蓄電池側の圧着端子は丸型の
裸圧着端子(5.5-10、Snメッキ)
とし、接続部をチューブ保護

- A：蓄電池間の渡り線（同一ラック内）
300mm × 4本
- B：蓄電池間の渡り線（ラック間）
3,000mm × 1本
- C：蓄電池～制御器
3,000mm × 1本 , 5,000mm × 1本

※数量は全て、1標体あたりとする。

蓄電池ケーブル S=1:3



制御器

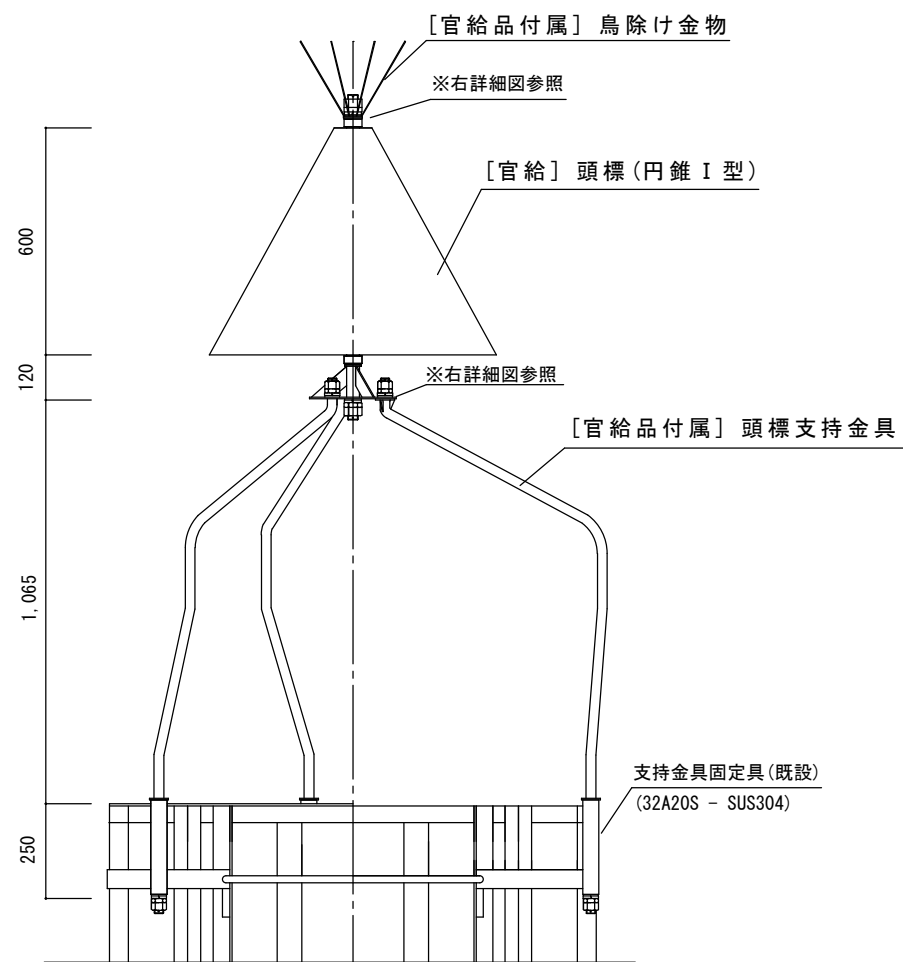
端子箱取付座
(SS400 PL9t)

ボルト・ナット(4箇所)
(SUS304 M8×30, W, SW)

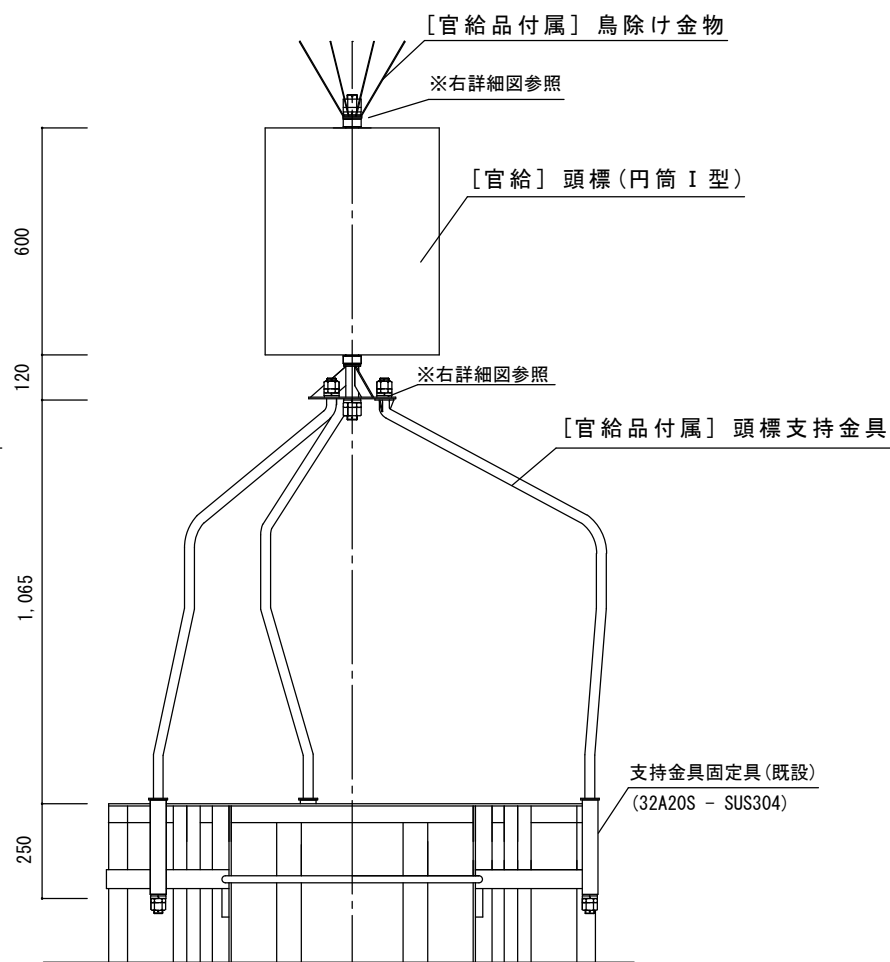
※寸法は参考であり、標体により異なる。 浮体内部床面

制御器取付図 S=1:15

令和8年度	工事名称 厚岸港灯浮標ほか2基改良改修工事	図名 機器等取付図、蓄電池ケーブル製作図	縮尺 図示	第一管区海上保安本部 交通部整備課	令和8年6月	A-3	設計	葉数 10	番号 9
-------	--------------------------	-------------------------	----------	-------------------	--------	-----	----	----------	---------

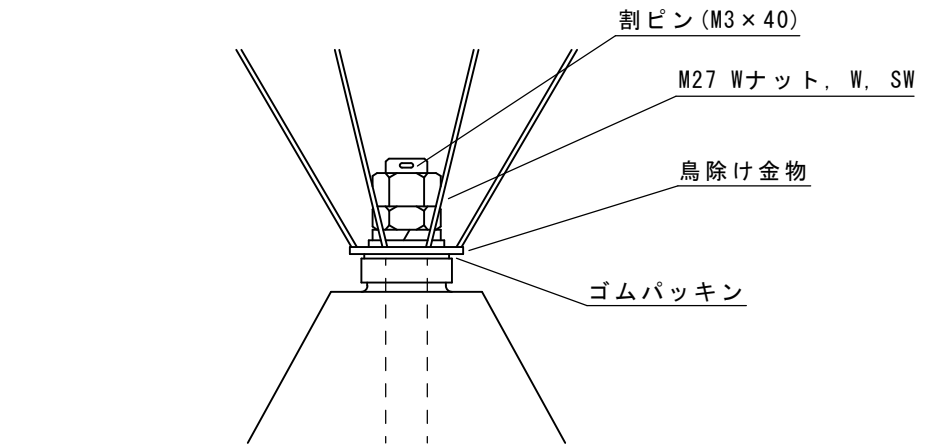


頭標取付図 (円錐 I 型) S=1:20

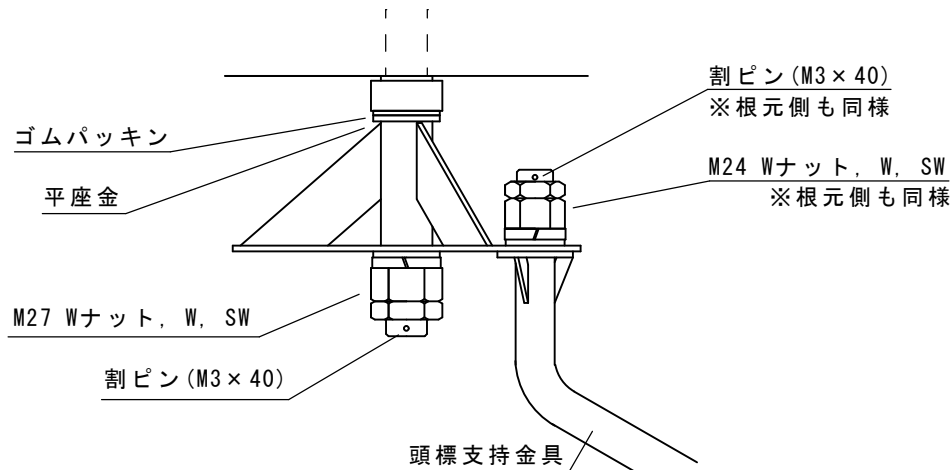


頭標取付図 (円筒 I 型) S=1:20

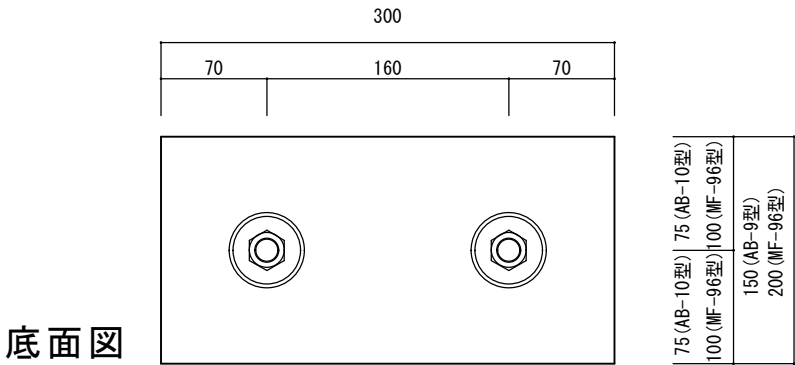
頭標取付図



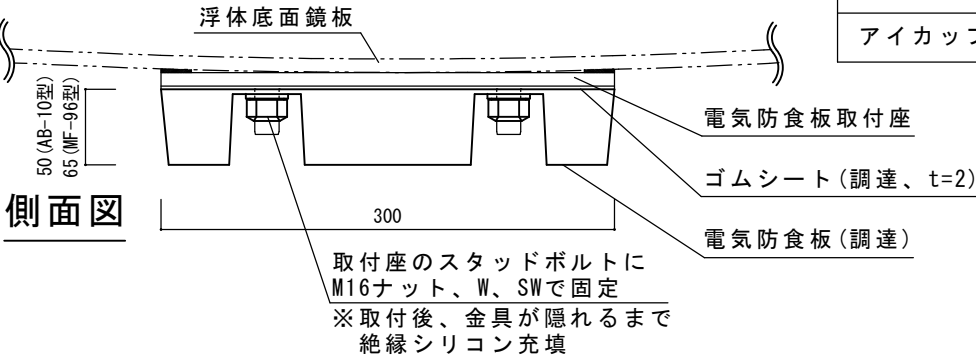
取付詳細図 (上側) S=1:5



取付詳細図 (下側) S=1:5



底面図

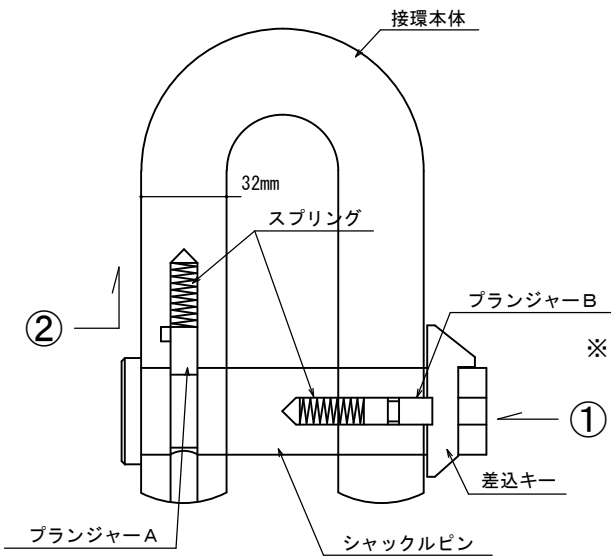


側面図

標識名	電気防食板取付数
厚岸港灯浮標	AB-10型 (150*300*40) 3 個
厚岸港パラサン埼北西方灯浮標	AB-10型 (150*300*40) 3 個
アイカップ埼沖灯浮標	MF-96型 (200*300*65) 3 個

各型又は同等品以上

電気防食板取付図 S=1:5



※分解 (組立) 手順

- ① 1. 専用工具を使用して①からブランジャーBを押し込み、差込キーを引き抜く
- ② 2. 専用工具を使用して②からブランジャーAを引き上げ、シャックルピンを引き抜く

※組み立てはこの逆順

(参考) 接環姿図 S=1:3